

平成18年度  
しまね循環型社会の現状報告  
(しまね循環型社会推進計画進捗状況調査報告書)

平成18年12月  
島 根 県

# 目 次

第1章 進捗状況調査の概要	
1. 進捗状況調査の目的	1
2. 数値目標の概要	1
第2章 数値目標の進捗状況	
1. 発生抑制目標に対する進捗状況	3
2. 再生利用目標に対する進捗状況	5
3. 最終処分目標に対する進捗状況	7
第3章 県民・事業者・行政の取組状況	
1. 県民の取組状況について	12
2. 事業者の取組状況について	17
3. 市町村の取組状況について	24
4. 島根県の取組状況について（重点施策の実施状況について）	28
第4章 県民・事業者・行政等の取組事例	
1. 県民の取組事例	39
2. 事業者の取組事例	43
3. 市町村の取組事例	45
4. 島根県の取組事例	49

# 第 1 章

## 進捗状況調査の概要

## 1. 進捗状況調査の目的

### 目的

- ・ 島根県では、環境への負荷ができる限り低減された持続的に発展する「しまね循環型社会」を形成することを目的として、平成14年3月に「しまね循環型社会推進計画」（前期計画：平成13年度～平成17年度）を、平成18年3月には後期計画（平成18年度～平成22年度）を策定しています。
- ・ 両計画では、3R（スリーアール）（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）及び適正処理をより一層推進するため、一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物について、平成17年度、平成22年度までに達成しなければならない数値目標（廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量）を設定するとともに、県民・事業者・行政（市町村、島根県）などの各主体が「しまね循環型社会」の形成に向けて行うべき行動計画を設定しています。
- ・ このうち、本調査は、前期計画で設定されている数値目標（排出量、再生利用率、最終処分量）及び県民・事業者・行政（市町村・島根県）などの行動計画に対する取組を対象に、進捗状況の調査・把握を行うことを目的としています。

## 2. 数値目標の概要

### 排出量の目標

「しまね循環型社会推進計画」では、県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県内から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物は、発生抑制自体になじまないため目標設定は行わないものとしています。

排出量の目標			
単位：千t/年			
	現 状 (平成11年度)	前期目標 (平成17年度)	後期目標 (平成22年度)
一般廃棄物	258 (100%)	249 (3%削減)	245 (5%削減)
産業廃棄物 【農業を除く】	1,622 (100%)	1,727 (6%増加に抑制)	1,627 (現状維持)

一般廃棄物の現状の排出量（258千t）については、収集ごみ、直搬ごみ、自家処理量、集団回収量の合計値。

## 再生利用率の目標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用率を次のとおりとしています。なお、農業に関しては、適切な再生利用を行う率に係る目標を設定しています。

再生利用率の目標値			
単位：％			
	現 状 (平成 11 年度)	前期目標 (平成 17 年度)	後期目標 (平成 22 年度)
一般廃棄物	14％ (38千t)	20％ (51千t)	28％ <sup>1</sup> (69千t)
			32％ <sup>2</sup> (79千t)
産業廃棄物 【農業以外】	53％ (874千t)	57％ (990千t)	64％ (1,047千t)
産業廃棄物 【農業(家畜ふん尿)】	70％ (367千t)	97％ (587千t)	100％ (653千t)
産業廃棄物 【農業(廃プラ)】	8％ (0.07千t)		80％ (0.6千t)

1：サーマルリサイクルを見込まない場合。 2：サーマルリサイクルを見込む場合。

## 最終処分量の目標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物については、現状において最終処分の実態がないことから、目標設定は行わないものとしています。

最終処分量の目標値			
単位：千t / 年			
	現 状 (平成 11 年度)	前期目標 (平成 17 年度)	後期目標 (平成 22 年度)
一般廃棄物	55 (100％)	44 (20％削減)	27 (51％削減)
産業廃棄物 【農業を除く】	281 (100％)	153 (46％削減)	136 (52％削減)

## 第 2 章

「しまね循環型社会」  
の形成に向けた数値目標の進捗状況

## 1. 発生抑制目標に対する進捗状況

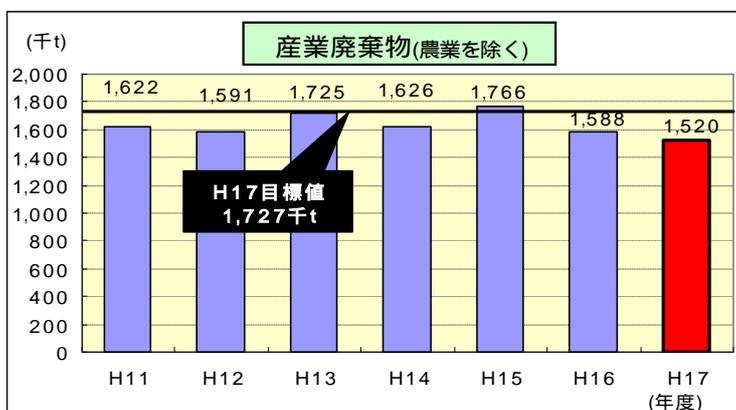
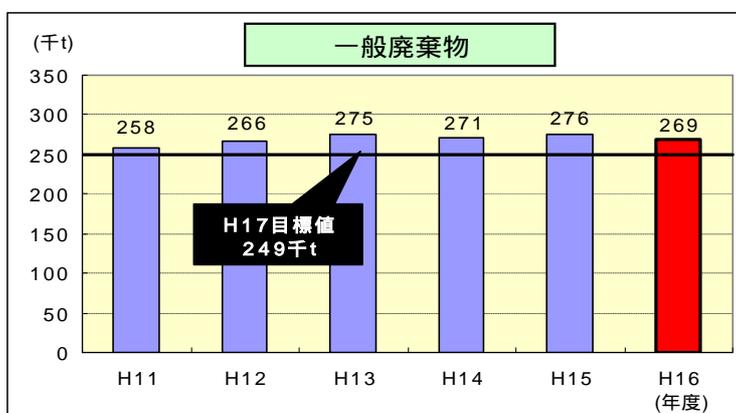
### 目 標

一般廃棄物：H11の排出量に対し、平成17年度の排出量を 3%削減する。  
 産業廃棄物：H11の排出量に対し、平成17年度の排出量を 6%増に抑制する。  
 産業廃棄物は農業を除く。

### 排出量

- 一般廃棄物については全て実績値。
- 産業廃棄物については、H11 及び H16 は実態調査に基づく推計値、H12 から H15 及び H17 は多量排出事業者の実績に基づく推計値（算出方法は参考資料参照）。以下、再生利用率、最終処分量も同様。

	実 績（産業廃棄物は一部推計値）							目標
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H17
一般廃棄物	258千t 【100】	266千t 【103.1】	275千t 【106.6】	271千t 【105.0】	276千t 【107.0】	269千t 【104.3】	-	249千t 【97】
産業廃棄物 【農業を除く】	1,622千t 【100】	1,591千t 【98.1】	1,725千t 【106.4】	1,626千t 【100.2】	1,766千t 【108.9】	1,588千t 【97.9】	1,520千t 【93.7】	1,727千t 【106】



## 現状と課題

### 【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 11 年度から平成 15 年度にかけ、一般廃棄物の排出量は増加傾向を示していましたが、平成 16 年度には、直接搬入ごみ（処理施設に直接搬入されるごみ）が約 3.5 千 t 程度減少したこともあり、ごみ排出量は、前年度に比べ約 7 千 t 程度減少しました。</li> </ul>
課 題	<p>ごみ排出量が今後も減少していくのか、その推移を注視しなければなりません。今後も排出量を継続的に削減していくためには、物を大切に使い長期の使用に努めたり、買い物時にマイバッグを持参したりするといった、家庭におけるごみの発生抑制に向けた取組をより一層促進する必要があります。このためには、行政において、県民がごみ減量化に積極的に取り組むようさらに普及・啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>事業者においては、自らが事業系一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、製品の製造、販売にあたっては消費者が商品等を購入した後、ごみの発生が最小限となるような、流通・販売システムを構築することが必要です。</p>

### 【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年度の産業廃棄物の排出量は 152 万トン（平成 11 年度から平成 17 年度にかけ約 10 万 t 減少）であり、平成 17 年度目標値は達成しています。</li> <li>排出量が減少した主な要因としては、景気の低迷による事業活動の衰退も背景として考えられますが、循環型社会形成推進法の制定（平成 13 年 5 月）や個別リサイクル法の整備、あるいは、島根県産業廃棄物減量税（平成 17 年 4 月施行）の導入等により、事業者において、排出抑制に対する自主的な取組が進んだものと推測されます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>           島根県内における産業廃棄物の特徴は、全体排出量の約 8 割を汚泥、がれき類、ばいじんの 3 種が占めていることです。            このため、島根県全体における産業廃棄物排出量の増減は、公共事業や火力発電所の排出量に大きく影響される傾向があります。         </p>
課 題	<p>今後、景気の回復などにより、産業廃棄物の排出量が増加することが懸念されます。このため、製造事業者では、拡大生産者責任に基づき、製品製造時の歩留まりの向上や超寿命化製品の製造に努め、廃棄物が発生しにくい、あるいは、廃棄物となりにくい製品設計等を行っていくことが必要となります。</p> <p>また、その他の事業者においても、排出者処理責任に基づき、高い企業モラルのもと、排出抑制に関する積極的な取組を行っていくことが必要です。</p>

## 2. 再生利用目標に対する進捗状況

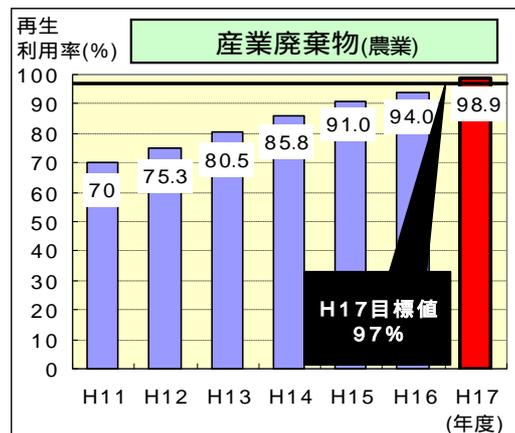
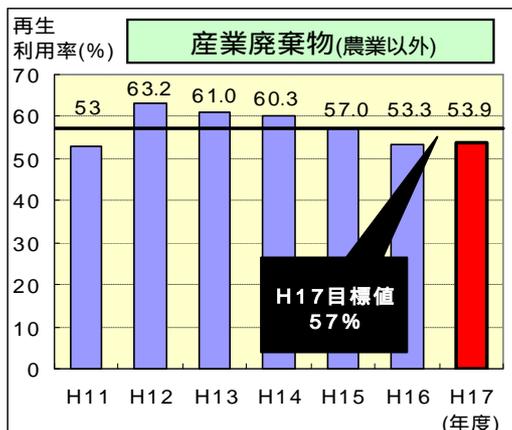
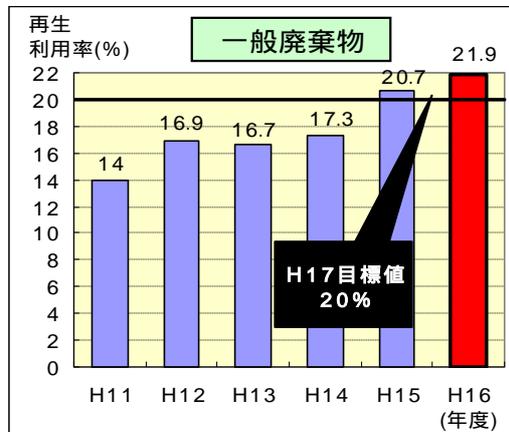
### 目 標

一般廃棄物：H17の再生利用率を、20%とする。  
 産業廃棄物（農業を除く）：H17の再生利用率を、57%とする。  
 産業廃棄物（農業）：H17の再生利用率を、97%とする。

### 再生利用率

	実 績（産業廃棄物は推計値）							目 標
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H17
一般廃棄物	14% 【38千t】	16.9% 【45千t】	16.7% 【46千t】	17.3% 【47千t】	20.7% 【57千t】	21.9% 【59千t】		20% 【51千t】
産業廃棄物 【農業を除く】	53% 【874千t】	63.2% 【1,005千t】	61.0% 【1,052千t】	60.3% 【981千t】	57.0% 【1,006千t】	53.3% 【847千t】	53.9% 【820千t】	57% 【990千t】
産業廃棄物 【農 業】	70% 【367千t】	75.3% 【499千t】	80.5% 【545千t】	85.8% 【570千t】	91.0% 【617千t】	94.0% 【626千t】	99.8% 【653千t】	97% 【587千t】

一般廃棄物については実績値、産業廃棄物については推計値。



## 現状と課題

### 【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生利用量については、市町村における分別収集の実施、リサイクルプラザ等の施設整備が進展したことから、平成 11 年度から平成 16 年度にかけ約 21 千 t の増加となっています。</li> <li>このため、平成 16 年度における再生利用率は 21.9% となっており、既に平成 17 年度の目標値に達しています。</li> </ul>
課 題	<p>後期計画の平成 22 年度目標（再生利用率：28%）を達成するためには、リサイクルの取組を一層積極的に推進する必要があります。</p> <p>現在、焼却灰はほとんどが埋立処分されており、このリサイクルを促進することは、最終処分量削減にも効果が高いといえます。このため、県内の市町村（一部事務組合）で、整備が進められている溶融施設で発生する溶融スラグについて、骨材、路盤材等としての再生利用を促進する必要があります。</p> <p>また、県民においては、各市町村の分別収集や地域の集団回収に協力するほか、販売店等が自主的に行っている店頭回収（食品トレイ等）やフリーマーケット等を活用するなど、リサイクルに向けた積極的な行動を期待します。</p>

### 【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 17 年度における産業廃棄物（農業を除く）の再生利用率は 53.9% であり、平成 11 年度（基準年）と概ね同水準で推移しています。このため、島根県の再生利用率は、全国平均（H15 で 48.9%）に比べると若干高い水準にあるものの、平成 17 年度目標値は達成していない状況にあります。</li> <li>再生利用量（率）が増加していない主な要因としては、ばいじんの再生利用量が減少した点や、鉱業由来の汚泥の再生利用量が減少した点が考えられます。</li> <li>一方、農業由来の産業廃棄物については、平成 11 年度から平成 17 年度にかけ、再生利用率は順調な伸びを示しており、平成 17 年度目標値を達成しています。</li> </ul>
課 題	<p>産業廃棄物の再生利用率は横ばいで推移しているものの、後期計画では、平成 22 年度目標を 64% としており、現状（平成 17 年度）に比べ約 10% の再生利用率向上を図る必要があります。</p> <p>このため、製造事業者においては、生産工程においてリサイクル原料の使用を促進するとともに、環境配慮設計（リサイクルしやすい製品、素材の利用等）に努めることが必要となります。</p> <p>また、その他の事業者においても、再生利用の促進に向けた取組を進めていくことが必要です。</p>

### 3. 最終処分目標に対する進捗状況

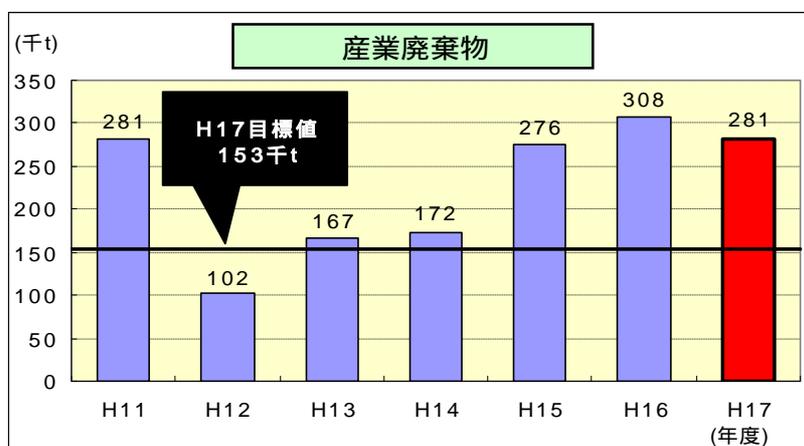
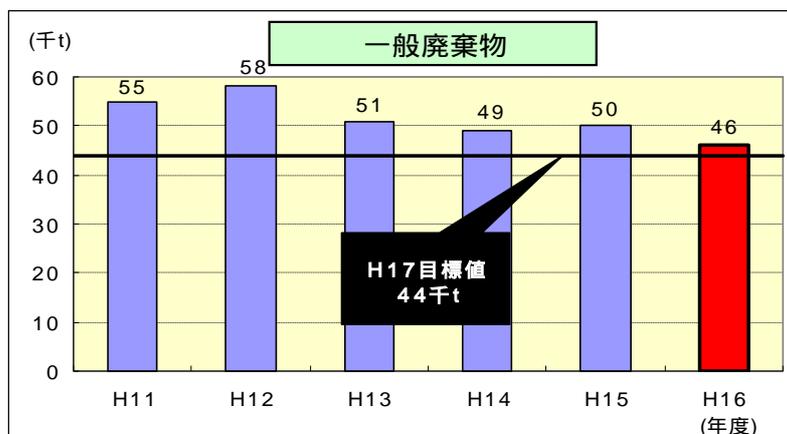
#### 目 標

一般廃棄物：H11の最終処分量に対し、平成17年度の最終処分量を20%削減する。  
 産業廃棄物：H11の最終処分量に対し、平成17年度の最終処分量を46%削減する。  
 産業廃棄物は農業を除く。

#### 最終処分量

	実 績 (産業廃棄物は推計値)							目標
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H17
一般廃棄物	55千t 【100】	58千t 【105.5】	51千t 【92.7】	49千t 【89.1】	50千t 【90.1】	46千t 【83.6】	-	44千t 【80】
産業廃棄物	281千t 【100】	102千t 【36.3】	167千t 【59.4】	172千t 【61.2】	276千t 【98.2】	308千t 【109.6】	281千t 【100】	153千t 【54】

一般廃棄物については実績値。産業廃棄物については容積ベースでの実績値を基に重量換算した値。



## 現状と課題

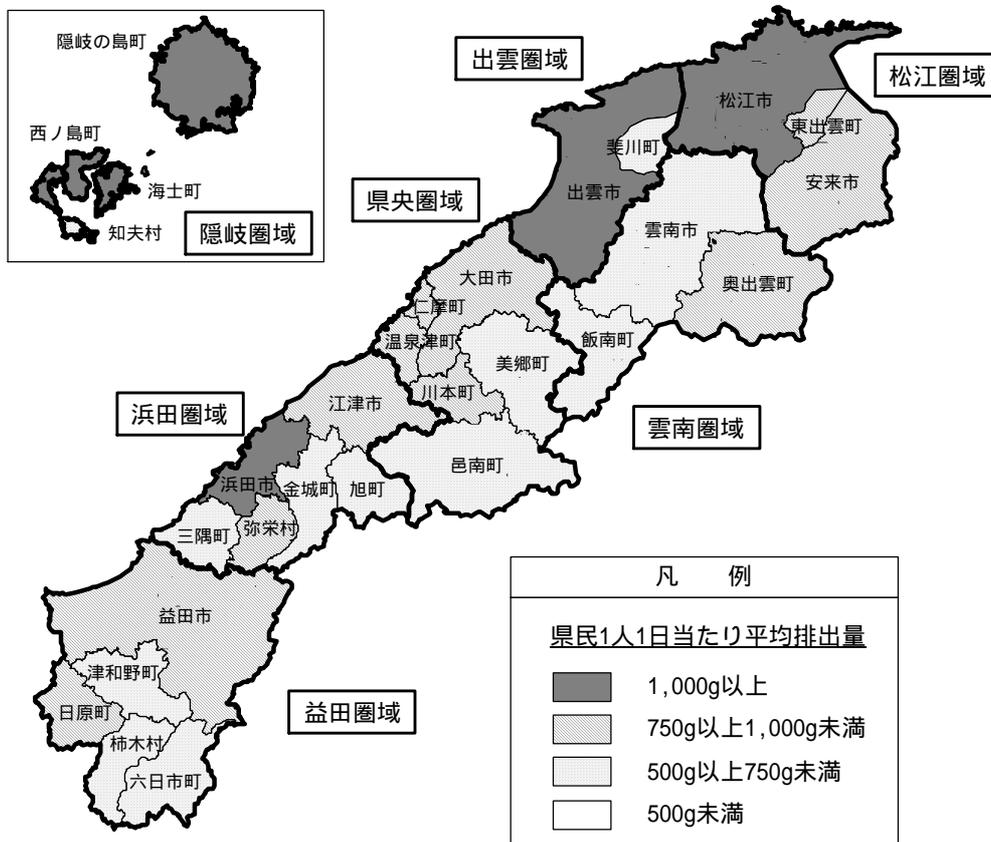
### 【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別収集の進展による資源化の促進や、リサイクルプラザ等の中間処理施設の整備等により、最終処分量は、減少傾向にあります。</li> <li>・ 最終処分量の内訳（直接埋立量、焼却残渣量、破碎圧縮残渣量）として、特に減少が大きい項目は「直接埋立量」であり、市町村において中間処理施設等の整備が進んだ結果、平成 11 年度に約 22 千 t であった直接埋立量は、平成 16 年度には約 7 千 t まで減少しています。</li> </ul>
課 題	<p>最終処分量は、排出量の減少や再生利用量の増加により、減少することになりますが、今後、さらに最終処分量を削減するためには、排出量の一層の削減を図るとともに、平成 16 年度実績において最終処分量の約 4 割を占める焼却残渣の削減が必要となります。</p>

### 【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度以降、経年的に増加傾向を示していましたが、平成 17 年度最終処分量は、前年度に比べ約 20 千 t 程度減少しています。この要因として、平成 17 年度から導入した島根県産業廃棄物減量税の効果も一因と考えられます。</li> <li>・ しかしながら、平成 17 年度最終処分量は、平成 11 年度（基準年）と同水準に留まっており、平成 17 年度目標値は達成していない状況にあります。</li> <li>・ 最終処分量の減量化が進んでいない主な要因としては、ばいじんの最終処分量が平成 11 年度に比べ増加したことや、その他の産業廃棄物についても全体としては減量化の進捗が鈍いことなどが考えられます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>             島根県全体の最終処分量のおおむね半分程度は火力発電所で発生するばいじんが占めており、最終処分量の推移は、排出量同様、火力発電所に起因する最終処分量の増減に大きく影響される傾向にあります。             <span style="font-size: 2em;">}</span> </p>
課 題	<p>導入から 2 年間軽減されていた島根県産業廃棄物減量税の税率が平成 19 年 4 月から 1,000 円となることから、事業者に対する最終処分量削減の動機づけの効果はこれまでよりも期待できますが、後期計画の平成 22 年度目標を達成するためには、最終処分量を大幅に削減する必要があります。</p> <p>このためには、最終処分量において大きなウエイトを占めている、ばいじん、汚泥、がれき類、ガラス陶磁器くずの排出抑制、再生利用の取組を一層促進し、最終処分量の削減を図ることが必要です。</p>

県民1人1日当たり平均排出量の水準（平成16年度）【一般廃棄物】



市町村名は平成17年3月31日現在の名称。

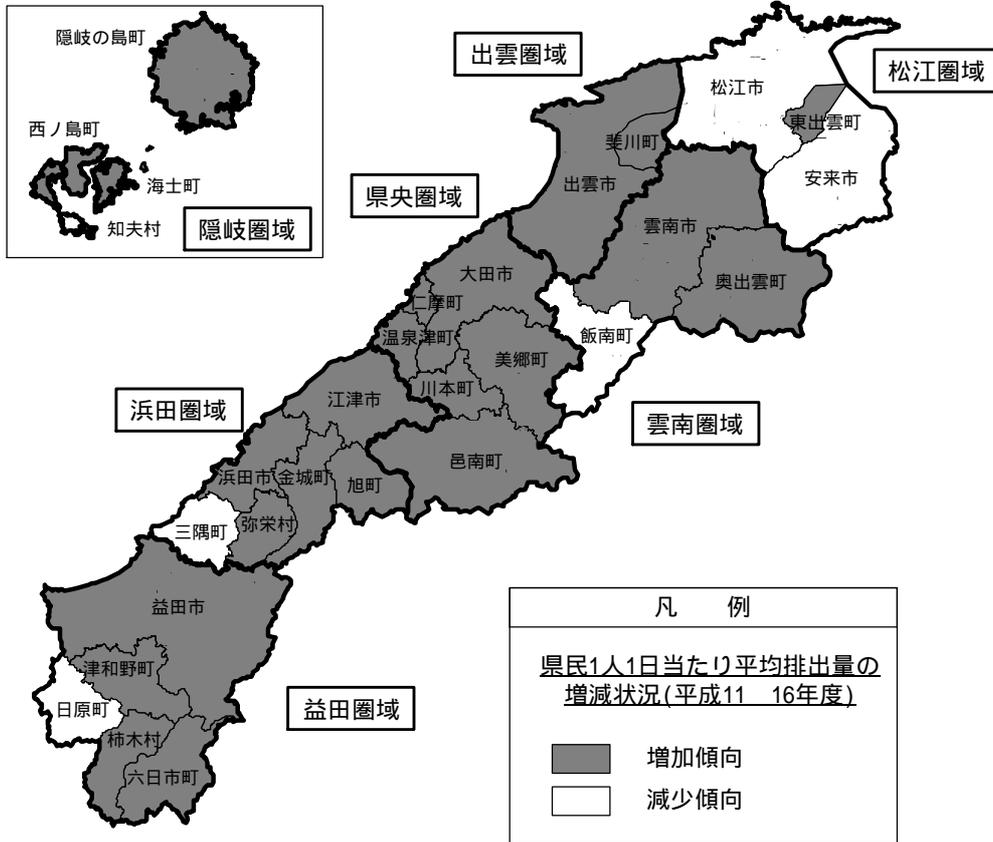
県民1人1日当たり平均排出量の少ない5市町村（上位5市町村）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
市町村名	美郷町	邑南町	三隅町	柿木村	旭町
排出量(g/人・日)	551	560	607	613	617

県民1人1日当たり平均排出量の多い5市町村（下位5市町村）

順位	29位	28位	27位	26位	25位
市町村名	隠岐の島町	西ノ島町	浜田市	海士町	出雲市
排出量(g/人・日)	1,311	1,292	1,209	1,146	1,112

県民1人1日当たり平均排出量の増減状況（平成11～16年度）【一般廃棄物】



市町村名は平成17年3月31日現在の名称。

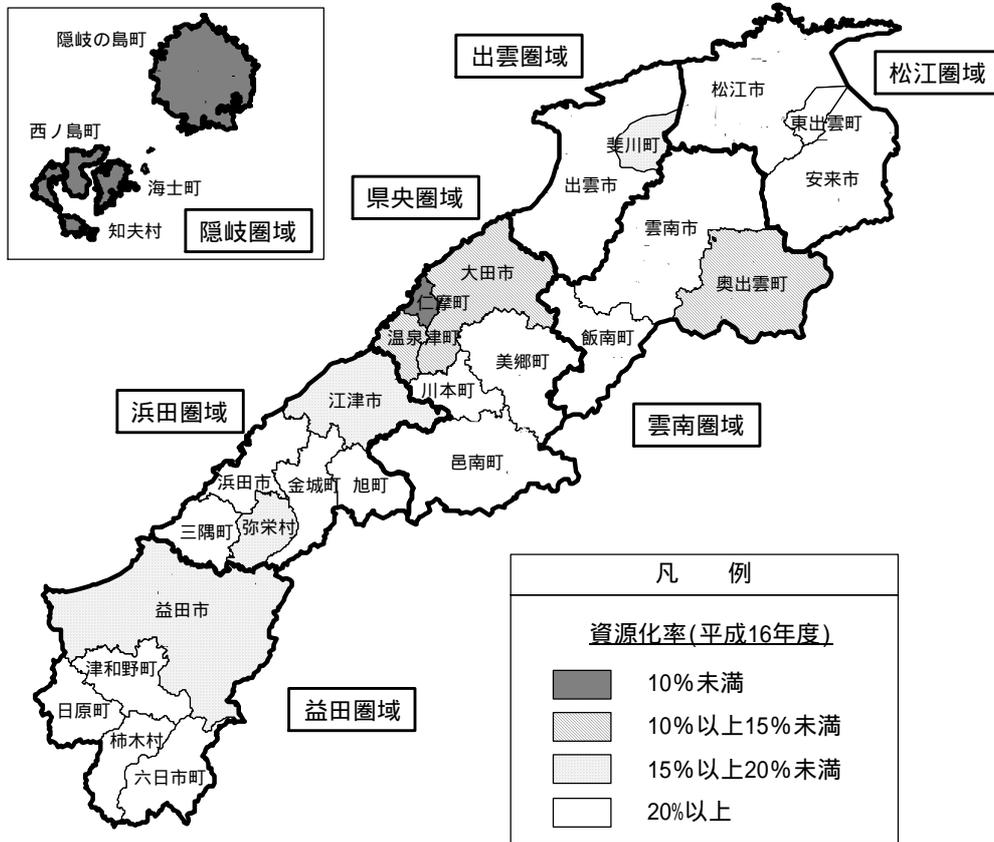
県民1人1日当たり平均排出量の減少率の高い5市町村（上位5市町村）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
市町村名	三隅町	知夫村	津和野町	飯南町	松江市
H11 H16	-39.1%	-17.3%	-15.1%	-11.3%	-2.2%

県民1人1日当たり平均排出量の増加率の高い5市町村（下位5市町村）

順位	29位	28位	27位	26位	25位
市町村名	旭町	金城町	奥出雲町	海士町	東出雲町
H11 H16	+91.0%	+62.0%	+41.5%	+35.9%	+31.2%

再生利用率（平成16年度）【一般廃棄物】



市町村名は平成17年3月31日現在の名称。

再生利用率の高い5市町村（上位5市町村）

順位	1位	2位	3位	4位	5位
市町村名	雲南市	六日市町	柿木村	邑南町	美郷町
再生利用率	63.1%	47.7%	42.6%	42.3%	40.4%

再生利用率の低い5市町村（下位5市町村）

順位	29位	28位	27位	26位	25位
市町村名	西ノ島町	隠岐の島町	仁摩町	知夫村	海士町
再生利用率	1.2%	5.3%	6.8%	6.9%	9.6%

## 第 3 章

県民・事業者・行政の取組状況

## 1. 県民の取組状況について

### 現状分析

- ・ 県民を対象とした「しまね web モニター」調査では、しまね循環型社会に関心を持っている方は全体の約 93%と、高い割合を維持しています。また「3R」という言葉の認知度については、平成 16 年度調査時に約 41%の方が「知っていた」と回答していたのに対し、平成 18 年度調査では、約 64%まで向上しています。
- ・ 環境への負荷ができる限り低減されたライフスタイルの実践状況では、約 9 割以上の方が「物を大切に使う」「不要不急なものは購入しない」などのリデュースに関する取組を行っているようですが、リユースに関する取組については、実践している方の割合は約半数程度と、比較的少ない傾向にあります。また、リサイクルに関する取組では、調査に協力していただいたすべての方が市町村の分別収集に協力しており、高い協力状況にあることが伺えます。
- ・ なお、環境フェアでのアンケート調査結果については、全体的に「しまね web モニター」調査での調査結果に比べ、低い取組状況となっています。

島根県では、県民の意向を迅速に把握し県政に反映させるため、「しまね web モニター」制度を設けており、これを活用した調査により、県民の取組状況を把握しています。

また、平成 17 年度に島根県内で行われた環境フェアにおいても、フェアに訪れた県民を対象に、循環型社会形成に関するアンケート調査を行っています。

### 「しまね web モニター」調査の概要

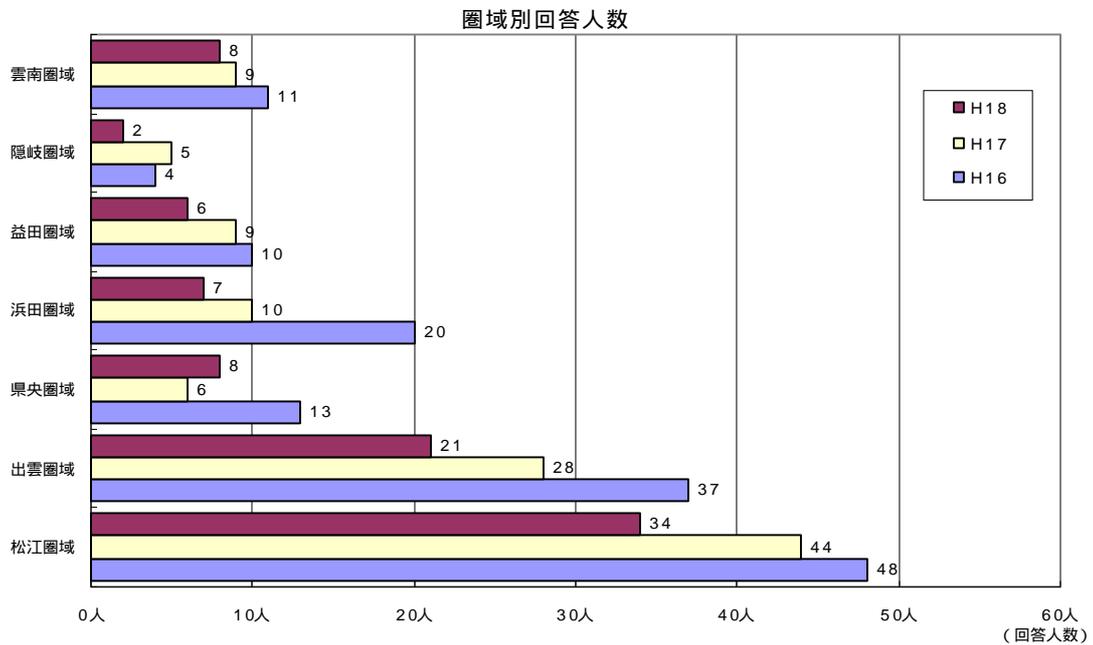
調査対象	しまね web モニター			
調査方法	島根県ホームページの「しまね web モニター画面」を活用			
項目	調査期間	調査件数	回答数	回収率
平成 16 年度調査（報告）	平成 16 年 2 月 6 日～ 平成 16 年 2 月 16 日	210 件 (人)	143 件 (人)	68.1%
平成 17 年度調査（報告）	平成 17 年 2 月 28 日～ 平成 17 年 3 月 10 日	232 件 (人)	111 件 (人)	47.8%
平成 18 年度調査（報告）	平成 18 年 2 月 10 日～ 平成 18 年 2 月 20 日	214 件 (人)	86 件 (人)	40.2%

回収率 = (回答数 / 調査件数) × 100

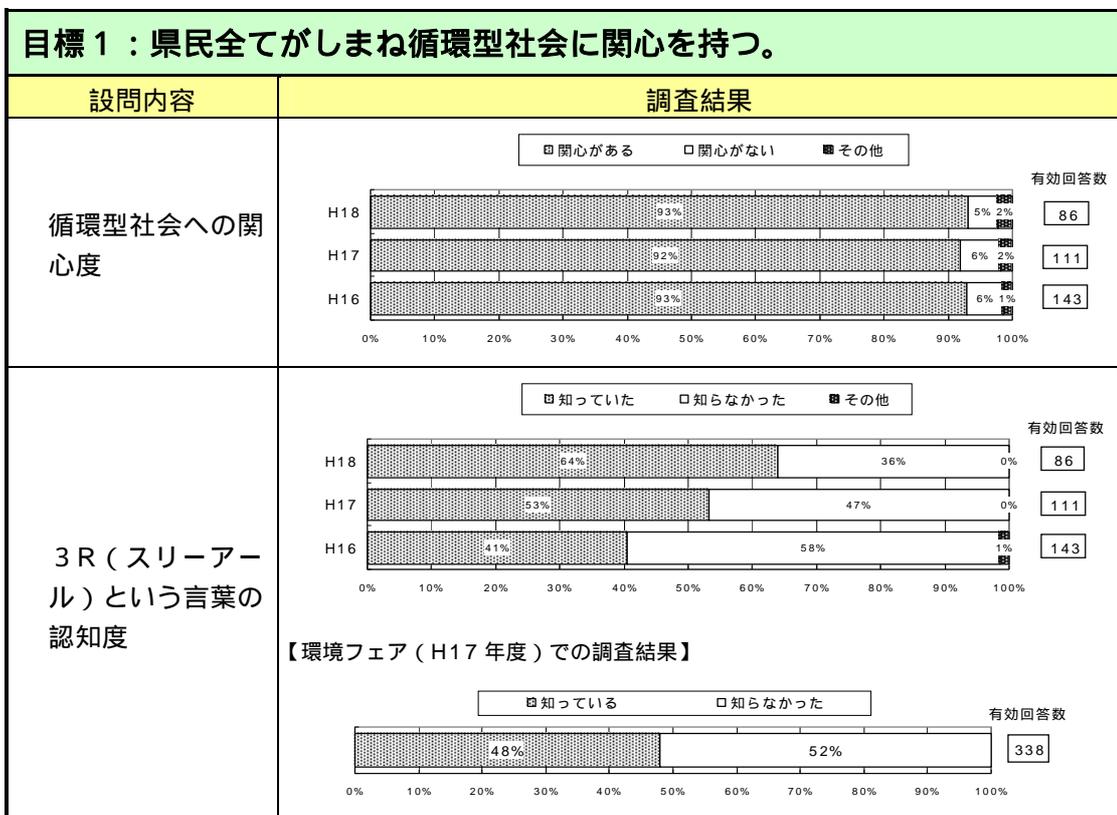
### < 参考：環境フェアでのアンケート調査の概要 >

地区名	調査日	回答数(有効回答)
出雲地区（くらしの中の環境フェア 2005）	平成 17 年 10 月 1 日	96 件（人）
浜田地区（環境フェスティバル in はまだ）	平成 17 年 10 月 2 日	161 件（人）
松江地区（2006 松江市環境フェスティバル）	平成 18 年 1 月 22 日	81 件（人）

## 「しまね web モニター」調査への回答状況



## 「しまね web モニター」調査の調査結果



**目標2：環境への負荷ができる限り低減されたライフスタイルを実践する。**

設問内容		調査結果
リデュース	・物を大切に使い、修理して長く使う	<p>有効回答数 86</p>
	・不要不急なものは購入しない心がけ	<p>有効回答数 85</p>
	・買いすぎ、作りすぎをせず、残り物を使い切り生ごみを少なくする	<p>有効回答数 86</p>
	・生ごみの水切り	<p>有効回答数 86</p>
	・詰替商品や、ばら売り商品の選択	<p>有効回答数 86</p>
	・買い物袋の持参、過剰包装の断り	<p>有効回答数 86</p>
リユース	・リサイクルショップやフリーマーケットの活用	<p>有効回答数 85</p>
	・再使用可能な容器（リターナブルびん）を使った商品の購入	<p>有効回答数 85</p>

(つづき)

設問内容		調査結果
リサイクル	・再生資源を利用した商品・環境ラベル付商品の購入	<p>有効回答数 83</p>
	・資源ごみとして出すびん・缶・ペットボトルなどの洗浄	<p>有効回答数 86</p>
	・分別方法・指定場所・収集日を守る	<p>有効回答数 86</p>

**目標3：しまね循環型社会の形成に向けた積極的な取組を行う。**

設問内容	調査結果
循環型社会の形成に関する活動(自治会, 婦人会等)への参加意欲	<p>有効回答数</p> <p>H18 86 H17 58 H16 78</p>

参考：環境フェアでのアンケート調査結果

設問内容	調査結果
発生抑制に関する取組状況 【リデュース】	<p> <input type="checkbox"/> 積極的に取り組む    <input type="checkbox"/> 可能な範囲で取り組む    <input type="checkbox"/> あまり取り組まず                     </p> <p>有効回答数 257</p> <p>35%    60%    5%</p>
・マイバッグの持参	<p> <input type="checkbox"/> 常に持参    <input type="checkbox"/> 時々持参    <input type="checkbox"/> 不携帯                     </p> <p>有効回答数 338</p> <p>34%    42%    24%</p>
・物を大切にし、できるだけ長く使う	<p> <input type="checkbox"/> している    <input type="checkbox"/> していない                     </p> <p>有効回答数 81</p> <p>93%    7%</p>
・生ごみの水切り等のごみの減量化	<p> <input type="checkbox"/> している    <input type="checkbox"/> していない                     </p> <p>有効回答数 81</p> <p>94%    6%</p>
・ばら売りや量り売り商品の選択	<p> <input type="checkbox"/> している    <input type="checkbox"/> していない                     </p> <p>有効回答数 81</p> <p>65%    35%</p>
再使用に関する取組状況 【リユース】	<p> <input type="checkbox"/> 積極的に取り組む    <input type="checkbox"/> 可能な範囲で取り組む    <input type="checkbox"/> あまり取り組まず                     </p> <p>有効回答数 257</p> <p>42%    51%    7%</p>
・不用品のリサイクルショップ等への持ち込み	<p> <input type="checkbox"/> している    <input type="checkbox"/> していない                     </p> <p>有効回答数 81</p> <p>75%    25%</p>
・再使用可能な容器(リターナブルびん)を使った商品の購入	<p> <input type="checkbox"/> している    <input type="checkbox"/> していない                     </p> <p>有効回答数 81</p> <p>68%    32%</p>
再資源化に関する取組状況 【リサイクル】	<p> <input type="checkbox"/> 積極的に取り組む    <input type="checkbox"/> 可能な範囲で取り組む    <input type="checkbox"/> あまり取り組まず                     </p> <p>有効回答数 257</p> <p>44%    52%    4%</p>
・再生資源を利用した商品の購入	<p> <input type="checkbox"/> している    <input type="checkbox"/> していない                     </p> <p>有効回答数 81</p> <p>75%    25%</p>
・リサイクルしやすいようにびんなどを洗ってから出す	<p> <input type="checkbox"/> している    <input type="checkbox"/> していない                     </p> <p>有効回答数 81</p> <p>95%    5%</p>

## 2. 事業者の取組状況について

### 現状分析

- ・ 3Rに関する項目では、「環境会計の活用」「ISO14001の認証取得」といったリデュースに関連する取組や、「製品設計や製造工程における商品の再生利用を前提とした技術導入」「個別リサイクル法の適用を受けない廃棄物の再生利用」といったリサイクルに関連する取組については、幾分、取組が遅れていることが伺えます。
- ・ しかしながら「ISO14001の認証取得」を行った事業者の総数については、少しずつではあるものの、年々増加傾向を示しているほか、全体を通して、概ね6割以上の事業者において、積極的な取組が行われているものと判断されます。

事業者の取組については、松江商工会議所の会員（H18：100社）及び産業廃棄物の多量排出事業者（H18：98社）を対象とした実態調査を実施し、現時点における取組状況を把握しました。

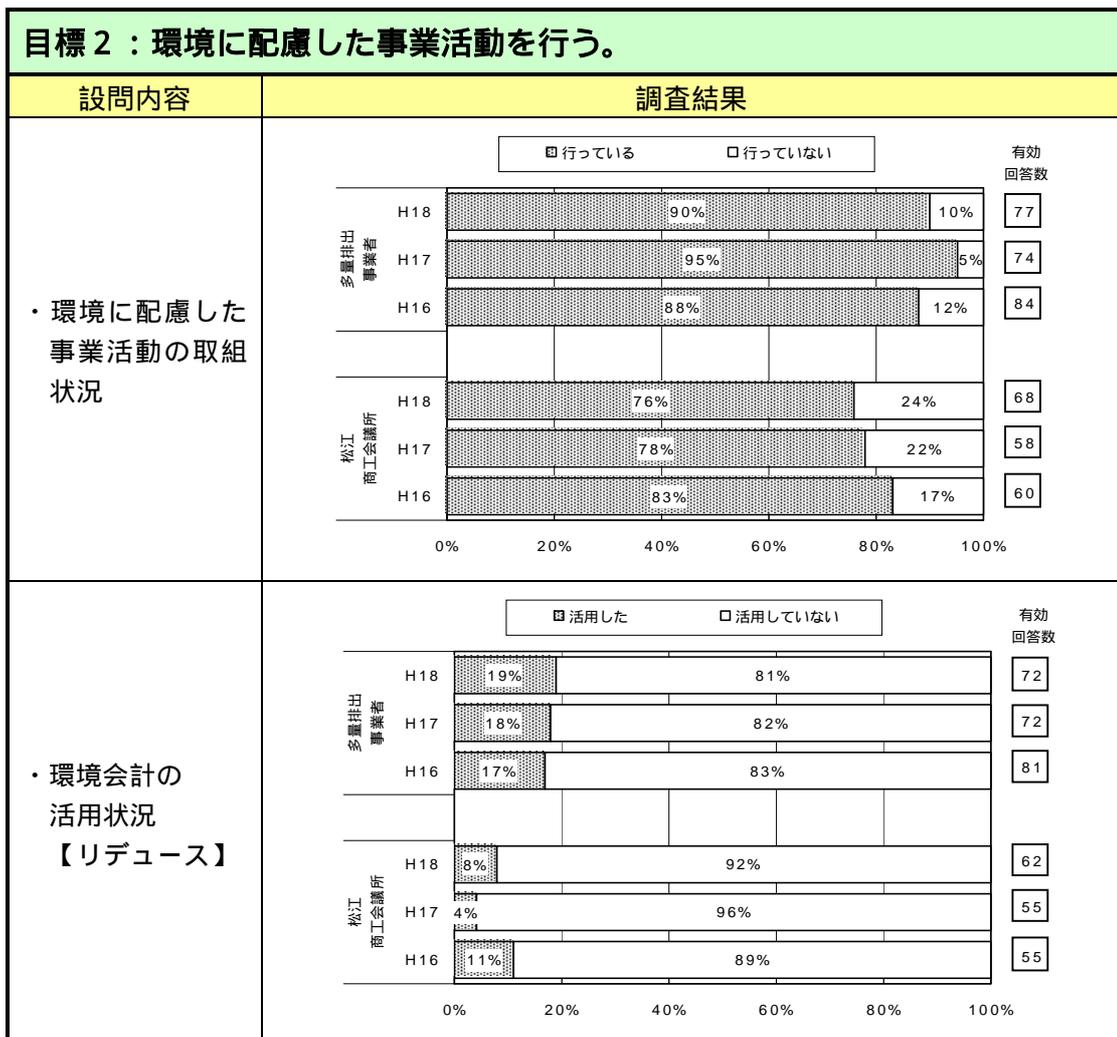
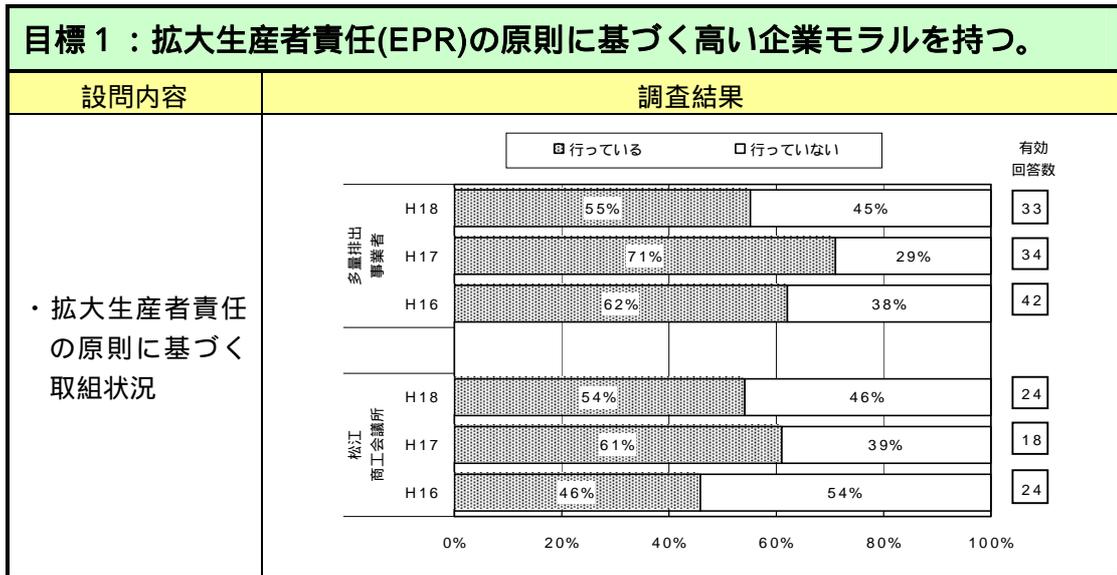
### 実態調査の概要

調査対象	松江商工会議所会員及び産業廃棄物多量排出事業者 <sup>1</sup>			
調査方法	郵送による調査用紙配布・回収			
項目	調査期間	調査件数	回答数	回収率 <sup>2</sup>
平成16年度 調査（報告）	平成16年4月13日～	松江商工会議所：98件	60件	61%
	平成16年5月7日	多量排出事業者：102件	86件	84%
平成17年度 調査（報告）	平成17年6月6日～	松江商工会議所：100件	60件	60%
	平成17年7月1日	多量排出事業者：97件	77件	79%
平成18年度 調査（報告）	平成18年5月25日～	松江商工会議所：100件	70件	70%
	平成18年6月30日	多量排出事業者：98件	80件	82%

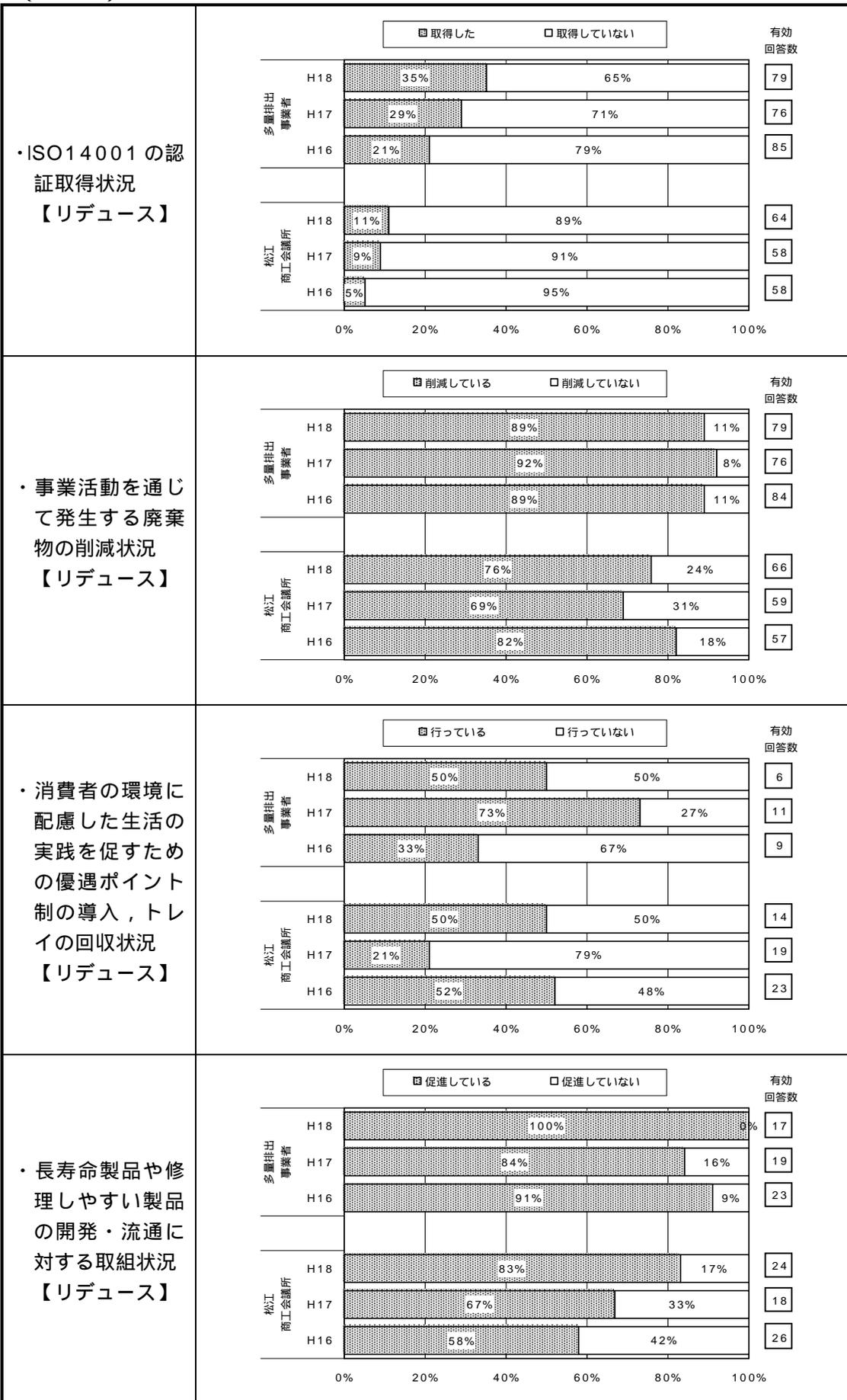
1.産業廃棄物多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上である事業場を設置している事業者をいう。

2.回収率 = (回答数 / 調査件数) × 100

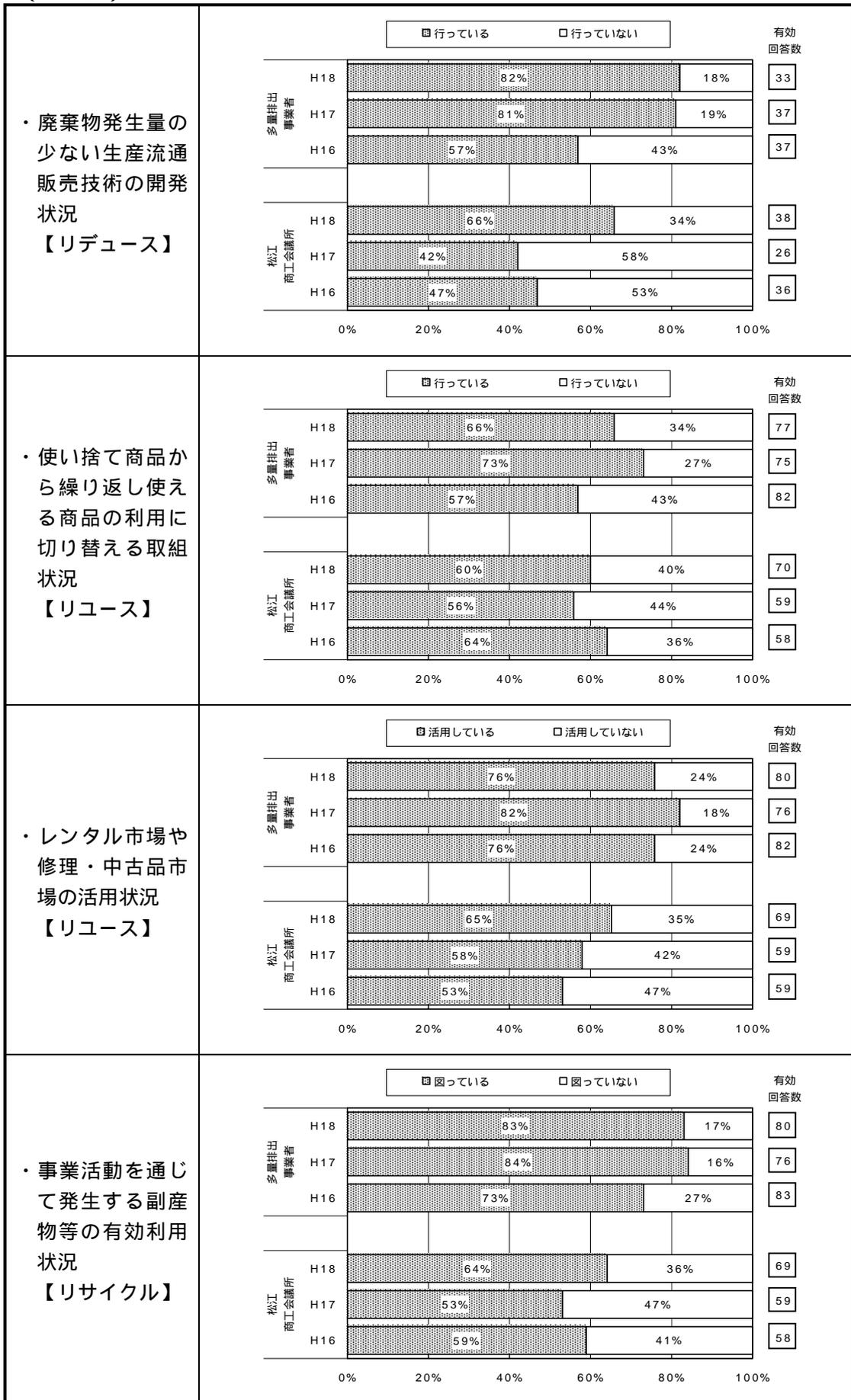
調査結果



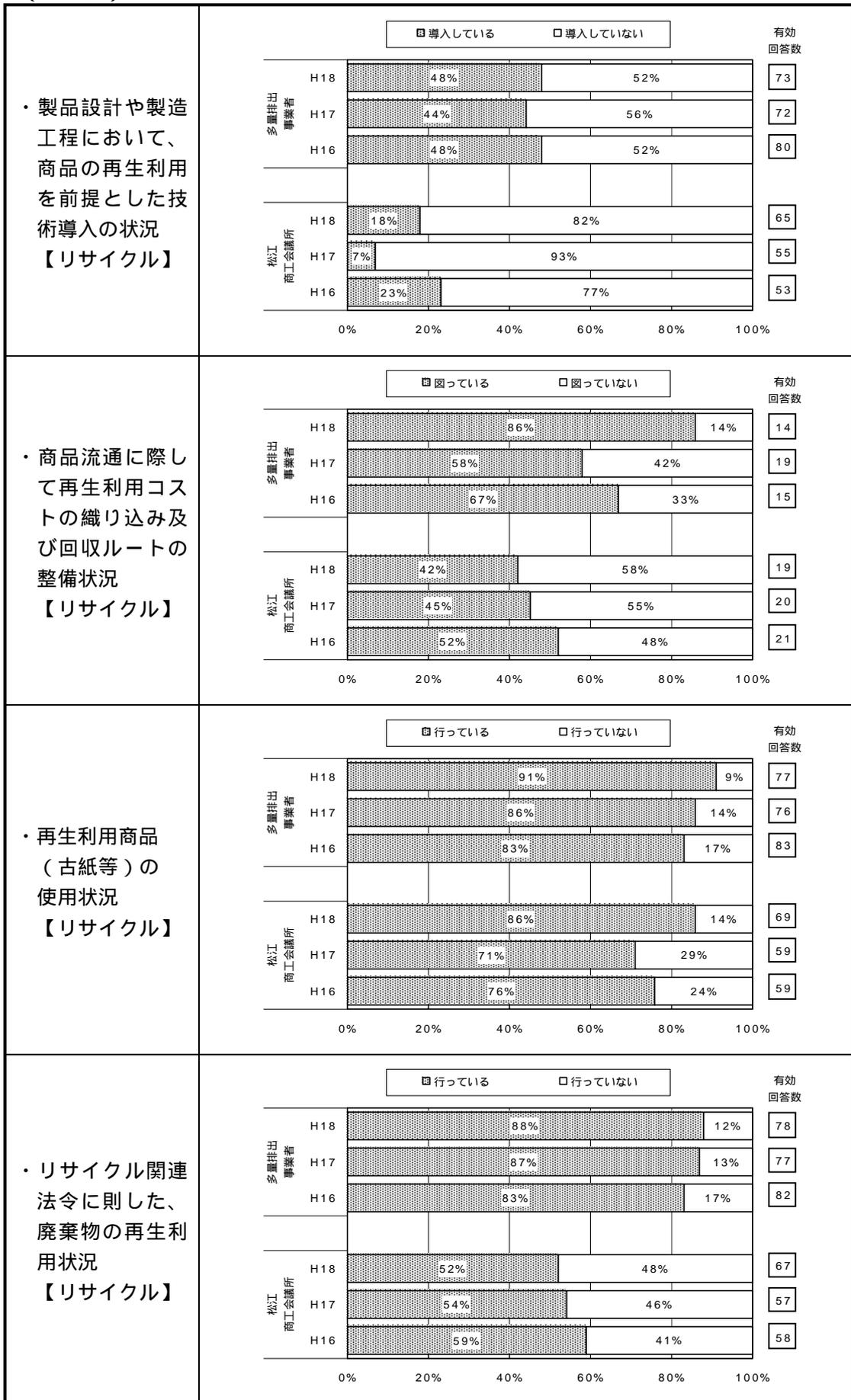
(つづき)



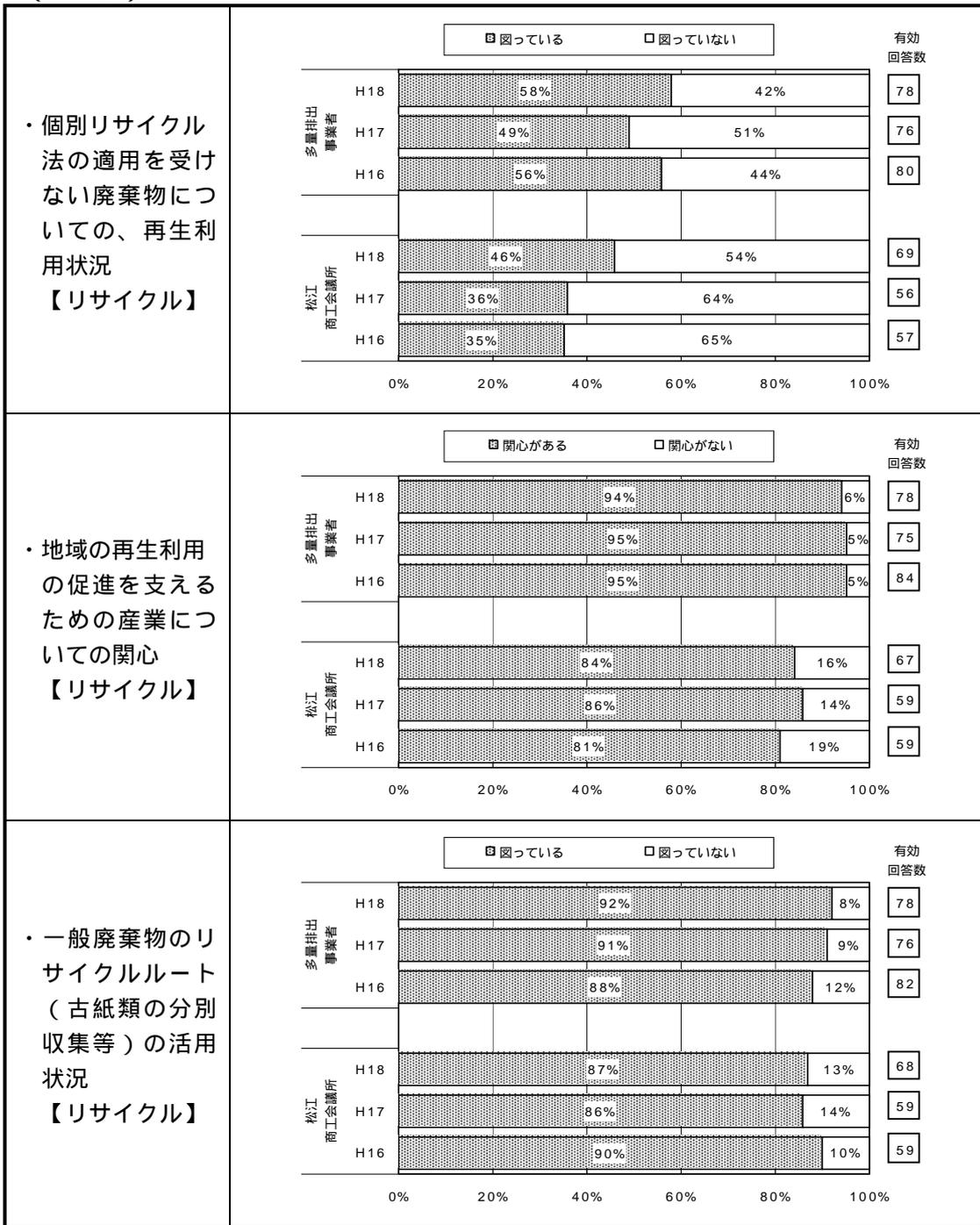
(つづき)



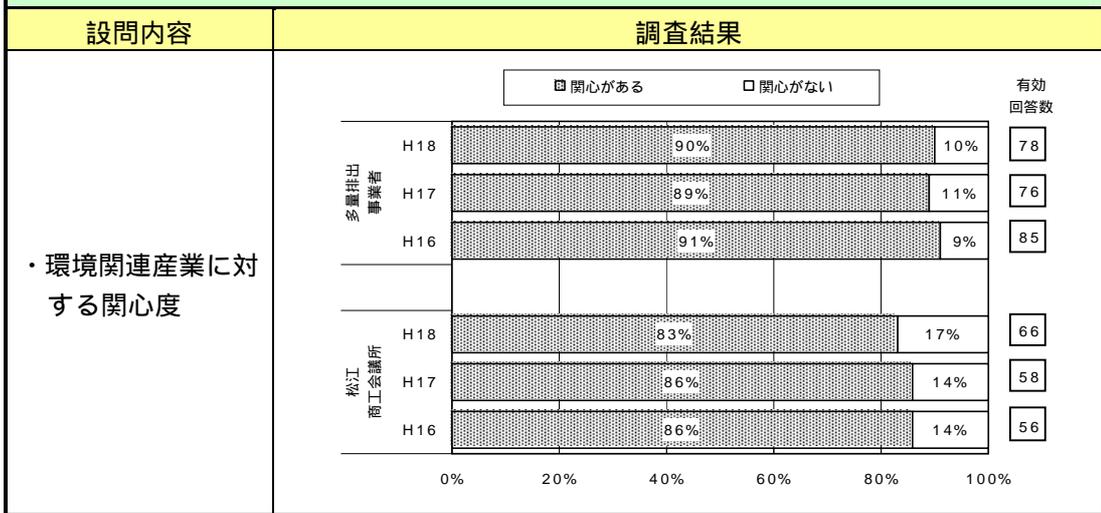
(つづき)



(つづき)



目標3：しまね循環型社会に必要な新たな環境関連産業を創造する。



### 3. 市町村の取組状況について

#### 現状分析

- ・ 市町村の取組の中では、住民や事業者に対して行う啓発や支援事業及びごみ袋有料化の実施状況が比較的高くなっています。
- ・ 一方で、「一般廃棄物を多量に排出する事業者に対する指導」や「ISOの認証取得」等、取組が進んでいない項目もみられます。

市町村の取組については、市町村を対象とした実態調査を実施し、現時点における取組状況を把握しました。

#### 実態調査の概要

調査対象	市町村
調査方法	郵送による調査用紙配布・回収

項目	調査期間	調査件数	回答数	回収率
平成16年度調査(報告)	平成15年11月中旬～ 平成15年12月末	59件	59件	100%
平成17年度調査(報告)	平成17年6月2日～ 平成17年7月5日	59件	59件	100%
平成18年度調査(報告)	平成18年6月7日～ 平成18年7月10日	29件	29件	100%

回収率 = (回答数 / 調査件数) × 100

#### 調査結果

目標1：しまね循環型社会形成の姿と目標を広く住民・事業者にも周知する。	
項目	調査結果
・ 前期計画の内容を踏まえた一般廃棄物処理基本計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定している : 3市町村</li> <li>・ 平成18年度に策定予定 : 12市町村</li> <li>・ 平成19年度に策定予定 : 2市町村</li> <li>・ 策定予定なし : 4市町村</li> </ul> <p>平成18年9月調査、調査対象21市町村</p>

(つづき)

項 目	調査結果												
<p>・一般廃棄物処理基本計画において、リサイクルシステム等の確立に向けた整備スケジュールの規定状況 【リサイクル】</p>	<p>Legend: <input checked="" type="checkbox"/> 規定している (Specified), <input type="checkbox"/> 規定していない (Not specified)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Specified (%)</th> <th>Not specified (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>14%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>15%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>34%</td> <td>66%</td> </tr> </tbody> </table>	Year	Specified (%)	Not specified (%)	H18	14%	86%	H17	15%	85%	H16	34%	66%
Year	Specified (%)	Not specified (%)											
H18	14%	86%											
H17	15%	85%											
H16	34%	66%											
<p>・住民及び事業者への意識啓発の実施状況</p>	<p>Legend: <input checked="" type="checkbox"/> 行った (Conducted), <input type="checkbox"/> 行っていない (Not conducted)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Conducted (%)</th> <th>Not conducted (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>86%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>76%</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>66%</td> <td>34%</td> </tr> </tbody> </table>	Year	Conducted (%)	Not conducted (%)	H18	86%	14%	H17	76%	24%	H16	66%	34%
Year	Conducted (%)	Not conducted (%)											
H18	86%	14%											
H17	76%	24%											
H16	66%	34%											
<p>・多様な学習環境の整備についての実施状況</p>	<p>Legend: <input checked="" type="checkbox"/> 行った (Conducted), <input type="checkbox"/> 行っていない (Not conducted)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Conducted (%)</th> <th>Not conducted (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>45%</td> <td>55%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>41%</td> <td>59%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>29%</td> <td>71%</td> </tr> </tbody> </table>	Year	Conducted (%)	Not conducted (%)	H18	45%	55%	H17	41%	59%	H16	29%	71%
Year	Conducted (%)	Not conducted (%)											
H18	45%	55%											
H17	41%	59%											
H16	29%	71%											
<p>・ごみ袋有料化の実施状況 【リデュース】</p>	<p>Legend: <input checked="" type="checkbox"/> 行った (Conducted), <input type="checkbox"/> 行っていない (Not conducted)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Conducted (%)</th> <th>Not conducted (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>97%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>97%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>90%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	Year	Conducted (%)	Not conducted (%)	H18	97%	3%	H17	97%	3%	H16	90%	10%
Year	Conducted (%)	Not conducted (%)											
H18	97%	3%											
H17	97%	3%											
H16	90%	10%											
<p>・従量制によるごみ処理料金体系の導入等の検討状況 【リデュース】</p>	<p>Legend: <input checked="" type="checkbox"/> 行った (Conducted), <input type="checkbox"/> 行っていない (Not conducted)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Year</th> <th>Conducted (%)</th> <th>Not conducted (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>48%</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>42%</td> <td>58%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>59%</td> <td>41%</td> </tr> </tbody> </table>	Year	Conducted (%)	Not conducted (%)	H18	48%	52%	H17	42%	58%	H16	59%	41%
Year	Conducted (%)	Not conducted (%)											
H18	48%	52%											
H17	42%	58%											
H16	59%	41%											

(つづき)

項 目	調査結果												
・環境への負荷ができる限り低減されたリサイクルシステムの導入状況 <b>【リサイクル】</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>48%</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>37%</td> <td>63%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>54%</td> <td>46%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	48%	52%	H17	37%	63%	H16	54%	46%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	48%	52%											
H17	37%	63%											
H16	54%	46%											
・一般廃棄物を多量に排出する事業者に対する指導状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>10%</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>14%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>20%</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	10%	90%	H17	14%	86%	H16	20%	80%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	10%	90%											
H17	14%	86%											
H16	20%	80%											

目標 2 : 住民・事業者の取組を積極的に支援する。													
項 目	調査結果												
・住民や事業者の取組に対する支援の実施状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>66%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>61%</td> <td>39%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>69%</td> <td>31%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	66%	34%	H17	61%	39%	H16	69%	31%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	66%	34%											
H17	61%	39%											
H16	69%	31%											
・住民、事業者及び行政が連携し、一体となって取り組むための情報交換や提案等を行うための体制づくり	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>38%</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>36%</td> <td>64%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>22%</td> <td>78%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	38%	62%	H17	36%	64%	H16	22%	78%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	38%	62%											
H17	36%	64%											
H16	22%	78%											
・広報誌や地区説明会等による、分別排出の促進に対する啓発状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>86%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>78%</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>75%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	86%	14%	H17	78%	22%	H16	75%	25%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	86%	14%											
H17	78%	22%											
H16	75%	25%											

### 目標3：自らが率先してしまね循環型社会実現に向けた取組を行う。

項目	調査結果												
<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装廃棄物のリサイクルに必要な施設・設備の計画的な整備状況【リサイクル】</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>48%</td> <td>52%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>66%</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>76%</td> <td>24%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	48%	52%	H17	66%	34%	H16	76%	24%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	48%	52%											
H17	66%	34%											
H16	76%	24%											
<ul style="list-style-type: none"> <li>ISOの認証取得状況【リデュース】</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>14%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>8%</td> <td>92%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>8%</td> <td>92%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	14%	86%	H17	8%	92%	H16	8%	92%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	14%	86%											
H17	8%	92%											
H16	8%	92%											
<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷の低減に資する物品等の優先的な調達(グリーン調達)状況【リサイクル】</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>59%</td> <td>41%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>41%</td> <td>59%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>39%</td> <td>61%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	59%	41%	H17	41%	59%	H16	39%	61%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	59%	41%											
H17	41%	59%											
H16	39%	61%											

### 目標4：適正処理を促進する。

項目	調査結果												
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民,郵便局,保健所,警察等と連携した不法投棄等の監視状況</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>行った (%)</th> <th>行っていない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>72%</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>73%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>68%</td> <td>32%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	行った (%)	行っていない (%)	H18	72%	28%	H17	73%	27%	H16	68%	32%
年度	行った (%)	行っていない (%)											
H18	72%	28%											
H17	73%	27%											
H16	68%	32%											

## 4 . 島根県の取組状況について（重点施策の実施状況について）

### 現状分析

以下に示すとおり、島根県が行うべき重点施策については、現時点までにおおむね実施しており、引き続き、数値目標の達成に向け、より一層、取組の強化・拡充を行っていくものとします。

県民及び事業者の主体的取組の促進（施策の実施率：約 94%（30/32））

しまね循環型システムの形成の促進（施策の実施率：100%（16/16））

県民・事業者・行政のパートナーシップの構築（施策の実施率：50%（1/2））

自らが率先するしまね循環型社会実現のための実践事業

（施策の実施率：100%（9/9））

適正処理の推進（施策の実施率：100%（17/17））

### 取組状況

島根県がこれまでに実施した施策の概要については、次頁以降に示すとおりです。

施策の目標等	取組実績	担当課
目標 1：県民及び事業者の主体的取組を促進する		
イベント等を通じた普及啓発		
(1)エコショップフェアの開催	・県民が3Rを楽しみながら理解できるよう、H13 から H16 にかけて、「しまねエコショップフェア」を 18 箇所で開催した。	・廃棄物対策課
(2)ごみ減量・リサイクル推進週間の普及啓発	・法制度の適正な運用とごみの減量化及びリサイクルの推進を図るため、H13 から H16 にかけて、建設リサイクル法等の各リサイクル法の周知に関する地域住民研修会を 1 回実施した。	
(3)3R 推進月間行事における普及啓発	・ごみの減量化、グリーンコンシューマリズムの普及を図るため「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施した。参加店舗数は、H13：366 店舗、H14：366 店舗、H15：217 店舗、H16：230 店舗、H17：235 店舗。 H15 より対象店舗を「しまねエコショップ認定店」に限定。 ・H17 にはマイバッグキャンペーンを実施した。(10 月、11 月)	・廃棄物対策課 ・環境生活総務課
(4)リサイクルプラザ等を活用した分別排出学習会	<実績なし> 検討中。	・廃棄物対策課
(5)グリーンコンシューマー研修事業	・グリーンコンシューマーの育成を図るため、H13 から H15 にかけて、グリーンコンシューマー養成講座を開催し、延べ 85 名の参加を得た。 ・H16 にはグリーンコンシューマー普及啓発講演会を開催し、300 人の来場者を得た。 ・H17 以降、研修会の開催は行わないものとし、「「しまね循環型社会」の形成の状況やリサイクルに関する情報の提供」において普及・啓発を行う方針とする。	・環境生活総務課
(6)家畜排せつ物の再生利用を促進する講習会等の開催	・家畜排せつ物の適正な管理と再生利用を推進・促進するため、H13 から H16 にかけて、畜産汚水や堆肥等に関する講習会、シンポジウム等を 8 回開催した。 ・H17 に堆肥品質共励会を 1 回開催した。	・農畜産振興課
(7)環境 N P O の活動を通じた普及啓発	・ごみの減量化・リサイクル推進の普及啓発を図るため、環境・廃棄物問題に取り組む N P O に対して H13 から H16 にかけて、(財)島根ふれあい環境財団 21 を通じた助成を 146 件実施した。 ・H17 に関しては、19 件の助成を実施した。	・環境政策課
(8)優れた取組に対する顕彰	・県民、事業者の取組の促進及び自治会、婦人会、子供会等の地域の団体による自主的な活動の活性化を図るため、「愛鳥週間野生生物保護功労者表彰」、「環境美化教育優良校」等の表彰を行っている。 ・H17 は、浜田市立和田小学校が「愛鳥週間野生生物保護功労者表彰」を受賞した。	・義務教育課
環境学習の充実		
(1)環境学習の手法を充実させる		
・プログラムや教材の作成	・環境学習を体験的・効果的に推進するため、H13 に小学生向け環境学習パンフレット「3つのRで守ろうみんなのまち」を作成し、各小学校等に配布した。 ・環境学習を体験的・効果的に推進するため、H14 から H16 にかけて、各主体、様々な場やそれぞれの目的に適したプログラムを作成し、県のホームページに掲載するとともに、各学校等に配布した。	・廃棄物対策課 ・環境政策課
	・環境政策課の取組に協力するとともに、H17 から、「山陰エネルギー環境教育研究会」との連携による研究を行っている。	・義務教育課
・指導者の育成とネットワークの構築	・環境アドバイザーを登録し、県民や事業者等の要求に応じて派遣するネットワークを構築しており、H17 には、環境アドバイザーを 12 人登録している。	・環境政策課

(つづき)

	施策の目標等	取組実績	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での取組等における各分野での指導者を育成するため、教職員の研修に「環境教育講座」を開講するとともに、全国環境学習フェア等への派遣研修を実施している。</li> <li>・H17 には「環境教育講座」に 24 名が参加、「全国環境学習フェア」「環境教育担当教育講習会」には、それぞれ 5 名、3 名が参加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育課</li> <li>・高校教育課</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習の場や機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県では、子ども達の地域の中での主体的な環境学習や実践活動を支援するため、平成 7 年度に「こどもエコクラブ」を創設している。小中学生 1,000 人当りに占める子供エコクラブ加入者割合は、H13 で 10.5 人、H14 で 16.9 人、H15 で 17.8 人、H16 で 15.8 人、H17 で 10.8 人となっている。</li> <li>・多くの人が環境学習に取り組むことができるよう、H13 から H15 に向け、基礎講座、専門講座、しまねいま学等の講座を 13 講座開設した。</li> <li>・H16 は、環境学習に関連した学習として「しまねふるさと学」を 15 回実施した。</li> <li>・H17 は環境学習に関連した学習として「しまねふるさと学」を 9 回実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境政策課</li> <li>・生涯学習課</li> </ul>
	<p>(2)環境学習を支援する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の提供</li> <li>・普及啓発</li> <li>・経済的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H14 及び H16 に、環境学習に関する機関誌を、それぞれ年 4 回発行し、情報の提供を行った。</li> <li>・H17 は、環境学習に関する機関誌を年 3 回発行した。</li> <li>・松江教育センターのホームページ「教科・総合的な学習の時間」の中に、環境学習に関する情報を掲載している。</li> <li>・環境学習に対する情報を提供するため、H15 に小学生向け環境学習ホームページ「みんなが主役！3つのRで守ろう未来のしまね」を開設し、H16 には取組事例のホームページ用動画を作成した。</li> <li>・H15 において、環境学習に関する情報を含んだ登録件数 16,958 件を確保するとともに、H14 から H16 に向け、生涯学習推進センターホームページへのアクセス件数を 27,247 件から 36,488 件に増加させ、環境学習に関する普及啓発を行っている。</li> <li>・H17 は、市町村合併による生涯学習関係事業数等の減少により、環境学習に関する情報を含んだ登録件数 10,138 件、生涯学習推進センターホームページへのアクセス件数 32,859 件となっている。</li> <li>・1 人でも多くの県民が環境問題に関心を持ち、環境学習に取り組めるよう、H14 から H16 に向け、新聞(41 事項)、テレビ(4 事項)、ラジオ(3 事項)を利用した広報活動を行った。</li> <li>・環境フェア・シンポジウムを毎年開催しており、H13 から H16 に向け、約 43,500 人の参加者を得た。</li> <li>・H17 は、新聞(13 事項)を利用した広報活動を実施するとともに、環境フェア・シンポジウムを開催(参加者数：4,500 人)した。</li> <li>・環境学習に積極的に取り組んでいる学校や、受賞校の情報を、報道機関に紹介した。</li> <li>・県内の団体が行う環境保全活動を支援するため、H13 から H16 に向け、(財)島根ふれあい環境財団 21 を通じた助成を 51 件行った。</li> <li>・H17 には、8 団体に対して助成を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境政策課</li> <li>・義務教育課</li> <li>・廃棄物対策課</li> <li>・生涯学習課</li> <li>・環境政策課</li> <li>・義務教育課</li> <li>・環境政策課</li> </ul>

(つづき)

施策の目標等		取組実績	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校における環境学習を支援するため、H14 から行っている「環境学習モデル事業」に、新たに幼稚園を2園加えて17校(園)を指定し、研究費(15万円)を補助し実践研究を進めた。 幼稚園：2園 小学校：9校 中学校：6校</li> </ul>	・義務教育課
(3)環境学習をつなぐ			
	・環境学習推進のための仕組みづくり	・H18 から開始予定の「学校版エコライフチャレンジしまね」の実施準備として、全県5カ所で説明会を行い、環境学習推進のための仕組みづくりを進めた。	・義務教育課
「しまね循環型社会」の形成の状況やリサイクルに関する情報の提供			
(1)環境への負荷ができる限り低減されたライフスタイルの実践事例		<ul style="list-style-type: none"> <li>H13 からH16 にかけて、啓発用冊子「買い物で環境を変えよう～グリーンコンシューマーになるためのハンドブック～」を44,000部発行し、リサイクルに関する情報提供を行った。</li> <li>消費者啓発誌「くらしの窓」や新聞、ラジオを利用してグリーンコンシューマー活動を紹介した。「くらしの窓」に、H14 は環境にやさしいくらしを掲載し6,000部を発行、H17 は「グリーンコンシューマーになろう!」を掲載し、28,000部を発行した。</li> </ul>	・環境生活総務課
(2)ゼロエミッション工場・異業種連携事例		<ul style="list-style-type: none"> <li>ゼロエミッションに向けた企業の取組事例、異業種間の再生商品を巡る連携事例等を紹介するため、「ごみゼロ工場実践事例集」をH13 に作成した。また、パレスホテルが生産する堆肥の利用促進事例を事業者に紹介した。</li> </ul>	・廃棄物対策課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>H13 からH17 にかけて、中国経済産業局主導の循環型産業形成プロジェクトにおけるイベント、シンポジウム等の情報を県内企業に紹介(月1回程度)し、企業の発生抑制・資源循環利用の取組、再生商品等の流通を促進した。</li> </ul>	・産業振興課
(3)リサイクル関連技術・設備に関する情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>物品ごとの再生利用に関する技術的情報、設備に関する情報を提供し、リサイクル関連企業の起業や取組を促進するため、H14 には、インターネット上に「しまねe-ものカタログ」サイトを開設(企業からの製品登録のなかでリサイクル製品を紹介)し、情報を提供している。</li> </ul>	・産業振興課
(4)分別収集先進事例		<p style="text-align: center;">&lt;実績なし&gt;</p> <p style="text-align: center;">H18 に着手予定。</p>	・廃棄物対策課
(5)環境への負荷の低減に資する物品情報		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境への負荷の低減に資する製品等の流通を促進するため、「しまねエコショップリサイクル商品カタログ」をH14 に作成した。</li> </ul>	・廃棄物対策課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>H13 から毎年度、「島根県グリーン調達推進方針」及び特定調達品目を定めている。</li> <li>H17 には、特定調達品目に13品目を追加し、広報で周知するとともに、「H18 年度島根グリーン調達推進方針」に反映した。</li> </ul>	・環境政策課
(6)家畜排せつ物処理・利用優良事例集等の作成			
	・家畜排せつ物処理・利用優良事例集の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>H13 には、堆肥化の取組事例、堆肥の成分等や導入事例等の情報を取りまとめた「土づくり、家畜ふん尿事例集」を作成し、情報の提供を行った。</li> <li>県としては家畜排せつ物処理・利用に係る事例集は未作成であるが、H17 には、中国四国農政局へ県内の事例を収集したものを提供し、中国四国農政局で事例集が作成された。</li> </ul>	・農畜産振興課

(つづき)

	施策の目標等	取組実績	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産環境対策パンフレット等の作成</li> <li>堆肥及び稲わら等の需給等に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜排せつ物の管理基準の徹底と堆肥の品質向上を図り、家畜排せつ物等の適切なりサイクルを促進するため、家畜排せつ物法の一部施行についてのパンフレットを作成した。H16 には、家畜排せつ物法に加え、肥料取締法等の農家等が遵守すべき事項を載せたリーフレットを作成した。</li> <li>H17 は、家畜排せつ物の適正な管理及び利活用に関する啓発リーフレットを作成・配布した。</li> <li>H17 に島根県たい肥利用マップを作成・配布（ホームページ上でも公表）するとともに、各市町村では、稲わら需給マップが作成された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農畜産振興課</li> </ul>
	(7)建築物の分別解体・再資源化に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>分別解体に関する技術基準や再資源化施設に関する情報を提供するため、建設リサイクル法に関する説明会を H14 に 11 回、H15 に 6 回、H16 に 12 回開催した。</li> <li>H14 には、建設リサイクル法ホームページを開設し、H15 には、モデル解体工事例紹介を 2 地区行うとともに、ホームページ内にしまね再資源化施設情報検索システムを開設した。H16 には、検索システムの機能拡充を図った。</li> <li>H17 には、建設リサイクル法に関する説明会を 8 回実施するとともに、しまね再資源化施設情報検索システムの機能拡充（廃棄物受入可能量の掲載等）と運用を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術管理課</li> </ul>
環境関連産業育成の促進			
	(1)産・学・官の連携によるリサイクル関連技術に関する調査・研究体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市エリア事業において実施した、産学官の連携による宍道湖・中海水環境修復技術の研究開発の中で、下水道活性汚泥のコンポスト化等々の技術を開発中である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興課</li> </ul>
(2)リサイクル関連企業や産業に対する事業化等の支援制度の充実			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の再生利用・再資源化のための施設・設備の改善に対する融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の再生利用・再資源化のための施設・設置等に対して、H13 から H15 にかけて、2 件の融資(84,500 千円)を行い、様々な物品や資源の再生利用に関する技術の向上と関連する設備・施設の普及を促進している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営支援課</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者における環境への負荷低減の取組に対する融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請がないことから実績はないものの、融資を行う体制は整備済みである。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源エネルギーの節減に資する設備の設置に対する融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H13 から H15 にかけて、資源エネルギーの節減に資する設備の設置に対して、1 件の融資(80,000 千円)を行い、廃棄物の発生抑制を促進している。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然エネルギー利用施設・設備の設置、改善に対する融資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請がないことから実績はないものの、融資を行う体制は整備済みである。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー効率化施設・設備の設置又は改善に対する融資</li> </ul>		
(3)リサイクル事業者の経営近代化対策の促進			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル関連企業の共同事業化の支援（高度化資金貸付事業）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請がないため実績はないものの、中小企業総合事業団と一体となって、高度化資金貸付事業制度の PR に努めている。</li> <li>H13 から H15 にかけて、事業者への融資を 7 社、しまね産業振興財団による支援を 2 社に対して行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営支援課</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家派遣事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請がないことから実績はないものの、融資を行う体制は整備済みである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興課</li> </ul>

(つづき)

施策の目標等	取組実績	担当課
目標2：しまね循環型システムの形成を促進する		
有機性廃棄物(生ごみ、家畜排せつ物等)を活用したバイオマスリサイクルシステム構築の促進		
(1)生ごみのリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H15 に策定した「島根県バイオマス総合活用計画」において、生ごみのリサイクルについて検討を行っている。また、H16 にしまね循環型社会推進会議において、各主体間で意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物対策課</li> </ul>
(2)家畜排せつ物及び食品廃棄物のリサイクルシステム		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜排せつ物リサイクル施設整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜排せつ物の適正な管理と適切なりサイクルを図るため、地域の実情に応じた堆肥舎等の整備や広域的な堆肥センターの整備を推進し以下の施策を実施した。</li> <li><b>H13</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資源循環型畜産確立対策事業： 2 件</li> <li>・ 公社営畜産基地建設事業： 2 件</li> <li>・ 1/2 補助付畜産環境整備リース事業： 15 件</li> <li>・ がんばる島根農林総合事業： 23 件</li> </ul> </li> <li><b>H14</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公社営畜産基地建設事業： 1 件</li> <li>・ 1/2 補助付畜産環境整備リース事業： 8 件</li> <li>・ がんばる島根農林総合事業： 26 件</li> </ul> </li> <li><b>H15</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/2 補助付畜産環境整備リース事業： 15 件</li> <li>・ 有機質資源リサイクル条件整備事業： 23 件</li> <li>・ 草地林地一体的利用総合整備事業： 1 件</li> </ul> </li> <li><b>H16</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/2 補助付畜産環境整備リース事業： 5 件</li> <li>・ 環境にやさしい農業条件整備事業： 25 件</li> <li>・ がんばる島根農林総合事業： 17 件</li> <li>・ アグリビジネス支援事業： 1 件</li> <li>・ バイオマス利活用フロンティア整備事業： 1 件</li> <li>・ 公社営畜産基地建設事業： 1 件</li> </ul> </li> <li><b>H17</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境にやさしい農業実践支援事業： 7 件</li> <li>・ 畜産業振興事業： 1 件</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農畜産振興課</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機性廃棄物のリサイクル推進組織の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堆肥の利用促進や、家畜排せつ物の適正管理を推進するため、「島根県環境と調和した畜産振興推進協議会堆肥センター部会」を H13 に設立し、有機性廃棄物の適正な管理と資源としての再利用を促進した。</li> <li>・ 「島根県環境と調和した畜産振興推進協議会堆肥センター部会」構成員へ、たい肥利活用等に係る情報提供を行った。(H16, H17)</li> <li>・ 稲わらについては、農家需給アンケート調査を実施し、調査結果に基づき各市町村で需給マップが作成された。</li> </ul>	

(つづき)

	施策の目標等	取組実績	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物のリサイクルシステム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品リサイクル法に基づき、事業者による再資源化の取組を一層促進し、食品の製造、加工、流通等の各段階において食品廃棄物の発生抑制・減量及び食品循環資源のリサイクルを促進するため、以下の施策を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>H13：「食品循環資源の再生利用等に係る懇話会」を開催し、法令の説明、取組状況の確認、意見交換等を行った。</li> <li>H14：食品リサイクル法普及啓発パンフレットを作成（15,000部）し配布した。</li> <li>H15：地区別推進の支援を行った。</li> <li>H16：食品リサイクル法普及啓発パンフレットを配布（300部）するとともに、食品廃棄物に関するアンケートを実施した。</li> <li>H17：食品リサイクル推進パンフレットの配布、相談対応を実施した。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農畜産振興課</li> </ul>
	(3)下水道等の汚泥のリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>H13 時点において 24%であった流域・公共下水汚泥のリサイクル率（有効利用量/発生量）を、H17 には 48%まで向上させた。</li> <li>H13 において 28%であった漁集汚泥のリサイクル率を、H17 には 48%まで向上させた。</li> <li>H17 時点において農集汚泥のリサイクル実施市町村は 14 市町村まで増加しており、おおむね農集汚泥の再資源化率は 78%を達成している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道推進課</li> <li>漁港漁場整備課</li> <li>農村整備課</li> </ul>
	(4)木質系のバイオマスリサイクルシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>木質系バイオマスや廃木材などを資源・エネルギーとして再利用するため、H13 から H16 にかけて、中山間地域バイオマス活用検討会の実施（検討報告書）、列状間伐バイオマス生産等実証調査の実施（調査報告書）、しまね木質バイオマスエネルギープランの策定を行った。また、H15 には民間福祉施設にチップボイラーが導入された。</li> <li>H17 には、公共施設等へのチップボイラーの導入可能性調査を実施した。</li> <li>H16 までに、バイオマス活用型木材乾燥施設数と木質バイオマス原料加工施設数の合計を 39 施設まで増加させた（H13：26 施設、H14：32 施設、H15：35 施設）。</li> <li>H17 は、バイオマス活用型木材乾燥施設数と木質バイオマス原料加工施設数の合計として 39 施設を維持した。</li> <li>H15 に、技術管理課ホームページ内にしまね再資源化施設情報検索システムを開設し、H16 に検索システムの機能拡充を行った。</li> <li>H17 には、しまね再資源化施設情報検索システムの機能拡充（廃棄物受入可能量の掲載等）と運用を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地資源対策課</li> <li>林業課</li> <li>技術管理課</li> </ul>
	農業用廃プラスチックのリサイクル推進		
	(1)地域協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>JA、事業者団体、関係機関等による地域協議会を H13 までにすべての地域に設置し、廃プラスチックの組織的回収体制を構築した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農畜産振興課</li> </ul>

(つづき)

施策の目標等		取組実績	担当課
(2)組織的回収・リサイクル体制の構築推進	・地域協議会単位で地域ごとに組織的回収を行うことにより、H13において78.1%であった廃プラスチックの回収率を、H16では95.2%まで向上させた。 ・H17は、廃プラスチックの回収率95.1%を維持した。	・農畜産振興課	
(3)リサイクルに向けた分別回収の促進	・H16までに、塩化ビニルとその他のプラスチックの分別を8協議会で実施し、リサイクルの円滑な導入を図った。 ・H17は、全協議会(9協議会)で分別が実施された。		
(4)リサイクルの推進啓発	・H13からH16にかけ、分別研修会を5回開催し、排出者等のリサイクル意識の高揚を図った。 ・H17は、分別研修会を1回開催した。		・農畜産振興課
石炭灰やスラグ等の利活用促進	・島根県内で発生するばいじんのおおむね9割以上を占める中国電力三隅火力発電所では、H15において、約48%のリサイクル率を確保しており、さらにリサイクル率が向上するよう、継続して指導を行っている。 ・H17時点における、中国電力三隅火力発電所で発生する石炭灰(クリンカ)の再利用率は91.2%を達成している。 ・またH17には、引き続き、溶融スラグの再生利用(最終処分場での覆土材利用)を推進した。	・廃棄物対策課	
建設廃材のリサイクルの促進	・建築工事及び公共事業において発生する廃木材については、チップ化し木材マルチング材、木質ボード、堆肥等の原料として利用するなど、リサイクルを推進することで、建設発生木材の再資源化率はH14で71%、H17で68%となっており、目標値(60%)を達成している。	・技術管理課	
環境に配慮した商品販売の促進	・包装簡易化・容器再利用、資源ごみ店頭回収等を実践している店を「しまねエコショップ」として認定しており、H16において264店舗、H17において281店舗を認定(目標:H22において300店舗)している。	・廃棄物対策課	
経済的手法の導入の検討			
(1)ごみ袋の有料化等の取組の強化促進	・「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、消費者に対してマイバッグ持参の呼びかけを行うとともに、小売店に対して、マイバッグ持参者に対する優遇措置の実施を働きかけた。	・廃棄物対策課 ・環境生活総務課	
(2)地域におけるデポジット制度の導入	・デポジット制度が幅広い分野で普及するよう、しょうゆ製造団体、ワイン製造企業に対して瓶のリターナブル状況の現地調査を行うとともに、リターナブルの普及啓発を行った。(H15)	・廃棄物対策課	
(3)法定外目的税の導入	・島根県では、以下の手続きを経て、平成17年4月1日より産業廃棄物減量税を導入している。 [H13]: 県税制検討会を設置し、産業廃棄物に関する税制度について検討した。 [H14]: 関係部局との調整を行った。 [H15]: 県地域環境税制懇話会を設置し具体的検討に着手。懇話会の審議事項をまとめて知事へ報告した。 [H16]: 議会で産業廃棄物減量税条例を議決(6月)し、平成17年4月1日から施行する旨の規則を公布した(12月)。 [H17]: 産業廃棄物減量税は、島根県産業廃棄物減量促進基金に積み立て、産業廃棄物の減量化、再資源化、環境教育等の事業に活用している。	・税務課	

(つづき)

施策の目標等	取組実績	担当課
目標3：県民・事業者・行政のパートナーシップの構築		
しまね循環型社会推進会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民・事業者・行政の代表で構成される「しまね循環型社会推進会議」を設置し、県民・事業者・行政が協力と連携のもとに、廃棄物の発生抑制及び循環利用に取り組むため、これに関する会議を、H14 に 1 回、H15 に 2 回、H16 に 2 回開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物対策課</li> </ul>
電子会議室やメーリングリストの開設	<p style="text-align: center;">&lt;実績なし&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他のシステムを活用し、各主体からの循環型社会に関する意見等を公開している。</li> </ul>	
目標4：自らが率先するしまね循環型社会実現のための実践事業		
環境への負荷ができる限り低減された事務・事業の執行		
(1)文書管理の電子化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公文書そのもの及びその管理の電子化を推進し、紙の使用量の削減を図るとともに、文書の保存スペースの削減や保存に伴うエネルギー消費の低減を図るため、H14 に総合文書管理システムを構築し、H15 に電子決裁(供覧)の運用を開始、H16 には地方機関での運用を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> </ul>
(2)ワンベスト運動(簡潔文書の作成)の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡潔な文章作成を推進し、紙・プリンター使用量を削減するため、「文書だより」を通じて簡潔な文書、文書の作成枚数の削減等に関し周知を行った。</li> </ul>	
(3)両面コピー、ミスコピーの再利用等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境にやさしい率先実行計画」に基づいた取組を実施しており、H17 は、コピー用紙使用量 367t/年(H16 は 385t/年)、封筒購入量 146 万枚/年(H16 は 133万枚/年)まで削減した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境政策課</li> </ul>
環境への負荷ができる限り低減された財やサービスの調達の推進		
(1)グリーン調達推進方針に基づく調達の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入法第 10 条の規定に基づき、「グリーン調達推進方針」を策定し、毎年度、重点的に調達を進める環境物品等とその調達目標を定めて優先的な購入に努めており、その結果、H13 において 81%であったグリーン購入適合調達率は、H17 で 95.1%まで向上した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境政策課</li> </ul>
(2)公共事業における再生資材の利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業における再生資材の利用を推進するため、H13 には、島根県リサイクル指針、H16 に建設副産物処理、H15、H16 には島根県公共工事共通仕様書を改正し、再生資材の利用の推進を図った。</li> <li>・再生砕石、再生アスファルト混合物は品質を考慮のうえ全面的に使用している。また、法面のリサイクル緑化材についてはH13 からモデル事業を行い、H16 から本格的に実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術管理課</li> </ul>
環境への負荷ができる限り低減された適切な排出の推進		
(1)環境への負荷ができる限り低減された排出・処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムにおいて「廃棄物管理共通手順書」を策定し、徹底した分別排出を行っており、今後は、手順書の見直しも含め、細分別による効率的な資源化を図る予定としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管財課</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H17 における本庁・松江合同庁舎からの古紙回収量は 204,430kg/年(H16 は 258,040kg/年)を維持した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計課</li> </ul>
(2)保存期間経過後の廃棄ファイルのリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間経過後のファイルについては、焼却処分を行うのではなく、紙とその他に分別し、古紙としての再生及び溶融処理による再生を促進した。この結果、H14 から H16 にかけて、約 47.1t の保存期間経過文書を溶融処理した。</li> <li>・H17 は、約 16.4 t の保存期間経過文書の溶融処理を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務課</li> </ul>

(つづき)

施策の目標等	取組実績	担当課
<p>その他省エネルギー等の環境への負荷ができる限り低減された行動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気消費量等の節減に努めた結果、H17の使用量を、電気 3,960,505kwh (H16は 3,933,537kwh)、水道 23,257m<sup>3</sup> (H16は 25,997m<sup>3</sup>)、重油 204,157L (H16は 179,426L) に留めた。</li> </ul>	<p>・管財課</p>
<p>職員の研修及び必要な情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H12以降「環境にやさしい率先実行計画」による取組を通じて職員の環境配慮意識を喚起している。</li> <li>H14には、島根県環境マネジメントシステムを構築し、本庁舎等の全職員に対し環境研修を実施した。LAN等により情報提供及び意識啓発を図っている。</li> <li>H15には、ISO14001の外部認証を本庁舎、保健環境科学研究所及び産業技術センターで取得するとともに、環境に配慮した取組を率先して実施している。</li> <li>H16には、島根県環境マネジメントシステムの運用対象に益田合同庁舎を追加した。</li> <li>H17には、EMS運用対象機関では、管理職員研修や職場での職員研修を実施した。また、地球を守る県庁チャレンジプランによる率先実行の取組を通じ、職員の環境配慮意識を喚起した。</li> </ul>	<p>・環境政策課</p>
<p>目標5：適正処理の推進</p>		
<p>本計画を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併後に策定する一般廃棄物処理基本計画の内容に関しては、本計画の内容を踏まえた策定が行われるよう、市町村等に対して指導を実施した。</li> </ul>	<p>・廃棄物対策課</p>
<p>島根県ごみ処理広域化計画に則した計画的な施設整備の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根県ごみ処理広域化計画に則し、島根県内に設置されているごみ処理施設(一般廃棄物)の数を、H16において13施設(H13時点では22施設)まで集約化した。</li> </ul>	
<p>産業廃棄物のあわせ処理、PFI手法等による施設整備の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隠岐圏域では、一般廃棄物処理施設において処理に支障のない産業廃棄物について、あわせ処理が実施されている。</li> <li>市町村等に対して、PFI関係資料の提供を行うとともに、環境省等関係機関との協議・調整等を行った。H17には、益田地区広域市町村圏事務組合のごみ処理施設が、PFIにより整備されることとなった。</li> </ul>	
<p>一般廃棄物処理施設の適正な維持管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査をH13：52回、H14：116回、H15：64回、H16：42回、H17：63回実施し、施設の適正な維持管理について、監視・指導を行っている。</li> </ul>	
<p>排出者処理責任の徹底</p>		
<p>(1)産業廃棄物管理票制度の適正な運用に関する指導・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の排出者処理責任の原則に基づき締結される産業廃棄物の処理委託契約書の作成や、産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の適正な運用が図られるよう、各種団体が主催する講習会等を通じて排出者責任の徹底や委託契約、マニフェスト制度の適正な運用について指導を行っている。</li> </ul>	<p>・廃棄物対策課</p>
<p>(2)処理業者に関する許可情報等の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年、許可業者名簿を作成し資料提供を行ってきたが、平成14年度からは廃棄物対策課のホームページ上で名簿を掲載し、処理業者の許可情報等を広く県民に提供している。H16には、ホームページに掲載している許可業者を排出業者が検索できるシステムを稼働した。</li> <li>H17は、許可業者名簿(産業廃棄物処理業者検索)のデータを四半期ごとに更新した。</li> </ul>	

(つづき)

施策の目標等		取組実績	担当課
(3)多量排出事業者の産業廃棄物処理計画策定の指導	・廃棄物処理法に基づく多量排出事業者に対して、処理計画・実績報告の提出を指導するとともに、発生抑制、再生利用、適正処理についても指導を行っている。 ・H17には、104の多量排出事業者が処理計画及び実績報告を実施した。	・廃棄物対策課	
(4)不法投棄、野外焼却などの不適正処理に対する指導強化	・通報等に基づく立入調査を実施するとともに、不法投棄防止対策として重点監視地域の指定、地域監視モニターによるパトロール、県警・海上保安部・産業廃棄物協会との連携による陸・海・空からの一斉パトロールを行った。 ・H17は、従前の立入検査、監視活動に加え、廃棄物監視専門員2名の配置と監視カメラの設置により監視体制を強化した。		
優良産業廃棄物処理業者の育成等			
(1)産業廃棄物処理に関する知識と技能の向上	・(社)島根県産業廃棄物協会との意見交換等(文書)を年6~9回(H17は7回)の頻度で実施し、適正処理、再生利用に関する研修の拡充や優良事業者の育成等に努めている。	・廃棄物対策課	
(2)処理業者による積極的な情報開示の指導	・産業廃棄物の適正処理に係わる信頼性確保のため、各種の機会を通じて、処理業者に積極的な情報開示を指導している。		
(3)産業廃棄物管理票制度の適正な運用に関する指導・啓発	・各種の機会を通じて、処理業者や排出事業者に対して書面契約の徹底やマニフェスト制度の適正な運用を指導している。		
公共関与型処理施設等の計画的整備の促進			
(1)公共関与型処理施設の計画的整備の促進	・健全な地域産業の育成と産業廃棄物処理の適正処理を目的に、公共の信頼性と持続性を活かした公共関与型最終処分場「クリーンパークいずも」をH14に竣工し、島根県内で発生した産業廃棄物の適正処分を行っている。	・廃棄物対策課	
(2)安全で信頼性の高い施設整備の確保	・民間処分場の設置に際しては、生活環境保全上支障のない安全かつ信頼性の高い施設整備の確保に努めるため、H14には第1次、第2次、H15には第1次島根県産業廃棄物処理施設設置検討専門委員会を実施し、専門的立場からの意見を求めたうえで廃棄物処理施設設置の審査を行った。 ・H17には、3回の島根県産業廃棄物処理施設設置検討専門委員会を開催した。		
産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の指導			
(1)ダイオキシン類の発生抑制の徹底・指導	・ダイオキシン類排出基準不適合施設を運営する事業者に対して施設改善を指導し、平成14年12月1日までに現在稼働中の全ての焼却施設の改善がなされた。 ・また、保健所による立入検査を実施し、維持管理状況についての指導監督を行った。	・廃棄物対策課	
(2)地域住民の信頼を確保した事業展開の推進	・維持管理状況の積極的な閲覧を推進することにより、地域住民の信頼を得た事業展開が図られるよう指導を行った。		
特別管理産業廃棄物の適正保管・適正処理体制の整備			
(1)安全管理体制の徹底・指導	・感染性廃棄物については、医療監視により計画的に排出事業者の指導を行っており、特定有害産業廃棄物等については、各種の機会を通じて指導を行っている。	・廃棄物対策課	
(2)ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理体制の確立	・PCB特別措置法に基づき、PCB廃棄物の保管状況を毎年公表(縦覧)している。 ・国による広域的な処理施設整備を促進するため、独立行政法人環境再生(旧環境事業団)への補助を毎年1,200万円行っている。		

## 第 4 章

# 「島根循環型社会」の形成に向けた 県民・事業者・行政等の取組事例

- 1 . 県民の取組事例
  - ・ 環境問題等への取組（大田市婦人団体連絡協議会） ..... 【 県央圏域 】 39
  - ・ 循環型社会の形成に向けた取組（コスモ銀河計画） ..... 【 雲南圏域 】 41
- 2 . 事業者の取組事例
  - ・ 循環型社会の形成に向けた取組（島根大学生生活共同組合） ..... 【 松江圏域 】 43
- 3 . 市町村の取組事例
  - ・ 廃食用油のリサイクル（斐川町） ..... 【 出雲圏域 】 45
  - ・ 農業集落排水汚泥の有効利用（東出雲町） ..... 【 松江圏域 】 47
- 4 . 島根県の取組事例
  - ・ しまねマイバッグキャンペーン ..... 49

## 1. 県民の取組事例

取組事業	環境問題等への取組	取組の主体	県民
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	3R
お問い合わせ先	大田市婦人団体連絡協議会 会長：岩谷三恵子		
<p>【取組の概要】</p> <p>大田市婦人団体連絡協議会では、活動の柱のひとつとして「環境問題への対応」を掲げ、CO<sub>2</sub>削減への取組活動を行っている。その活動の一環としてマイバッグキャンペーンや廃食用油からの石けん作りなどを行っている。</p>			
<p>【取組内容】</p> <p style="text-align: center;"><b>大田市婦人団体連絡協議会の概要</b></p> <div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>大田市婦人団体連絡協議会（婦連協）は、女性の地位向上・社会参加・自己研鑽・親睦等を目的として、複数の団体が団結するかたちで設立したもので、現在の活動内容は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題への対応</li> <li>福祉問題への対応</li> <li>男女共同参画社会構築への対応</li> </ul> <p>を3本の柱とし、環境問題への対応では、CO<sub>2</sub>削減を中心とした活動を行っている。その中で、CO<sub>2</sub>削減に有効であるとして、省エネ、資源の有効利用、ごみの削減に関する様々な取組を行っている。</p> <p>平成18年度には、長年の環境問題への率先した活動が環境保全の普及啓発に貢献したと認められ、島根県の環境月間（6月）記念行事の一環として行われた「環境保全功労者知事感謝状贈呈」の対象者となり、島根県知事より感謝状の贈呈を受けている。</p> </div> <div style="flex: 1; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>団体の概要</b></p> <p>設立年月日：平成2年2月3日</p> <p>団体所在地：島根県大田市大田町 大田イ1120-3</p> <p>団体構成人数：1,200名（5団体）</p> <p>活動従事年数：平成2年～現在（16年間）</p> </div> </div> <div style="display: flex; margin-top: 10px;"> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;"><b>主な活動内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル活動（H2～H10）</li> <li>石けん作り（H6～現在）</li> <li>環境保全のための啓発活動（H9～H10）</li> <li>地球温暖化防止・CO<sub>2</sub>削減のための活動</li> <li>・ケナフ栽培と紙漉き活動（H11～H14）</li> <li>・環境家計簿記入（H12～現在）</li> <li>・マイバッグキャンペーンと日常活動（H14～現在）</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>主な取組の内容</b></p> <p style="text-align: center;"><b>廃油からの石けん作り</b></p> <p>大田市が婦連協リサイクルセンターに設置した石けん製造機・粉碎機を用いて、廃食用油を利用した「環境にやさしい石けんづくり」を平成6年から行っている（月3回実施）。20リットルの廃食用油から34kgの粉石けんをつくり、作った石けんは、イベントの参加記念品として提供したり、婦連協で運営しているやすらぎサロンやJAグリーンセンター等で販売を行っている。</p>			

## 環境フェスティバル（マイバッグ運動）

大田商工会議所を始め4つの大型店舗及びJAグリーンおおだの協力により、マイバッグ運動の店頭キャンペーンを実施し、市民啓発を行っている。キャンペーンは平成14年より開始し、平成17年度は年3回開催している。

また、平成18年4月からは、大田市がごみ袋の有料化制度を導入したため、それに対応した活動内容への転換を模索している。

### 平成18年11月12日に開催された環境フェスティバルの活動の一端



### これまでの取組

#### ごみの分別収集を図るための女性会議

平成9年～平成10年にかけて、会員や市民の意識向上を目的とした環境学習会やシンポジウムを開催（計3回）した。

会議には、行政のごみ処理担当者をアドバイザーとして招くなど、毎回申し合わせ事項を決めて、ごみ問題への対応策を実践した。

#### リサイクル活動

平成2年～平成10年にかけて、婦連協リサイクルセンターを活用して、牛乳パック、アルミ缶、トレイといった資源物の回収を行った。

牛乳パックは、リサイクル業者へ引き取っていただくだけでなく、回収した牛乳パックをリサイクルトイレットペーパーとして再生し、これの取り扱いも行った。

また、現在では、牛乳パックを使った小物づくりを行うなど、さらなるリサイクル意識の啓発を図っている。

取組事業	循環型社会の形成に向けた取組	取組の主体	県民（NPO）
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	リデュース
お問い合わせ先	コスモ銀河計画 代表：藤原一利 TEL：0854-52-0010 / FAX：0854-52-2612		

**【取組の概要】**

コスモ銀河計画では、ショッピングセンターから排出される魚のあらに米ぬかや生ごみ、堆肥化促進剤を混ぜて堆肥化し、できた堆肥は主に会員の田畑で利用している。

**【取組内容】**

特定非営利活動法人「コスモ銀河計画」は、平成15年3月に、商業者、農業者、団体職員、消費者といった立場の異なる環境保全活動の主体が一体となり、有機廃棄物のリサイクルと有機農業・無農薬農業といった自然循環型農業を推進し、地球環境保全に貢献することを目的に設立した環境NPO法人である。また、団体の名称には、宇宙から地球を見るがごとく、常に全体的な視点で考え行動しようという想いが込められている。

具体的な活動としては、ショッピングセンターや給食センターから排出される食品残渣の堆肥化を行っており、できた堆肥は、地元農地に還元し、安全でおいしい農産物の栽培、食卓への食材の提供を行う「環システム」の確立を目指している。

活動の主な実績		事業の基本方針
H15.3	NPO法人コスモ銀河計画設立 生ごみ処理機導入	都市住民の悩みである「ごみ問題」と、農村住民の悩みである「農業問題」、そして共通の悩みである「食と土壌の安全性問題」。この3つの問題を「環境保全活動」により解決し、循環型社会の形成と地球環境保護に貢献するための事業実施の方針は次のとおり。  有機性廃棄物からの堆肥生産および販売をととした環境保全事業と有機農業の推進 環境保全事業および有機農業の普及・啓発事業 堆肥生産体制の整備 堆肥の実証圃における検証と有効使用の研究
H15.10	生ごみ処理機導入（交換）	
H16.1	肥料販売業務開始届出認可（島根県） 特殊肥料生産業者届出認可（島根県）	
H16.5	しまねバイオシンポジウム事例発表	
H16.6	生ごみ処理機導入（交換）	
H16.10	松江市環境フェスティバルへ参加・出展	
H16.11	ショッピングセンターにて生産堆肥のPR・農産物の即売会	
H17.11	堆肥を使って生産した農産物のショッピングセンターでの出店販売	

**生ごみ堆肥化の経緯**

コスモ銀河計画設立以前より、生ごみの堆肥化事業についての情報収集を行っていたが、事業開始当初から、運転方法や作業場所などの試行錯誤を繰り返し、これまでの操業を行ってきた。

臭気問題など数多くの失敗や処理機の交換などを経た結果、現在では安定した有機肥料の製造を実現しており、製造した堆肥は、実証モニターである法人会員が主に購入し、稲作・畑作での実験・調査使用を行っているところである。

今後は、施用効果の評価、施用方法の確立、生産・販売の強化を行う予定としている。

### 堆肥の生産状況

生ごみ処理機は 1 日 1 回の稼働（8 時間）で、ほぼ 365 日間の操業を行っている。ショッピングセンターで発生する魚のあらと米ぬかを主原料とし、それに給食センターの生ごみをバケツ 1 杯程度、有用複合土壌菌群（堆肥化促進剤）を加え、発酵を行っている。

現在では、生ごみ処理量（約 200kg / 日）に対して約 100kg（7 袋）の堆肥を製造しており、年間の生産量は約 40t と安定した操業を続けている。



堆肥製品マイクロベース

#### 生産堆肥の概要

名称：マイクロベース  
 肥料の種類：たい肥  
 届出をした都道府県：鳥根県届出第 380 号  
 正味重量：15 kg  
 原料：米ぬか・魚のあら・野菜くず・(醤油加)・(おから)  
 主要成分の含有量等（現物当たり）：  
 窒素全量 3.2%      りん酸全量 2.9%  
 加里全量 1.3%      炭素窒素比（C/N 比） 12



生ごみ処理機



生産された堆肥

### その他の取組

堆肥生産以外の活動としては、松江市内の小学校高学年 20 名を対象とした生ごみリサイクル現場の見学や堆肥を使った農業体験（大根植え付け・収穫）、松江市環境フェスティバルでの展示・発表を通じた環境学習等を行い、しまね循環型社会の形成に向けた啓発活動を行っている。



生ごみリサイクル現場見学



農業体験（大根の収穫）



環境フェスティバルでの展示

## 2. 事業者の取組事例

取組事業	循環型社会の形成に向けた取組	取組の主体	事業者
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	3R・啓発
お問い合わせ先	島根大学生協同組合 TEL：0852-32-6240 / FAX：0852-21-8881		

### 【取組の概要】

島根大学生協同組合（島大生協）では、様々な組合員活動を行っているが、その一部では、新入生向けリユース市、リサイクルに関する学生への啓発活動など、しまね循環型社会の形成に向けた取組を数多く行っている。

### 【取組内容】

#### リサイクル弁当容器

平成 17 年度から、島大生協で販売するオリジナル弁当の容器を 3 種類のリサイクル可能な弁当容器（リリパック）に変更し、合わせて専用の回収 BOX を設置し、リサイクルの促進に努めている。また、リサイクル弁当容器は表面にシートが張ってあり、食後はシートを剥がすことで容器の洗浄を行うことなく、簡単に回収 BOX へ排出することができる。

平成 17 年度の回収率は約 18% である。

## リサイクル弁当容器回収BOX

### 容器の出し方

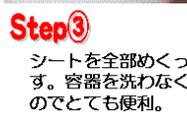
#### Step①

残ったご飯を処理したら、フタは「プラスチック」回収ゴミ箱に入れ、容器だけの状態にします。



#### Step②

隅にある「ツメ」を折ります。シートの隅をめくって徐々にはがしていきます。



#### Step③

シートを全部めくっていきま  
す。容器を洗わなくてもいい  
のでとても便利。



#### Step④

はがしたシートは「燃えるゴミ」に  
容器はこの下の「容器回収BOX」に  
入れてください。

燃えるゴミ 大学会館入り口・第一食堂前の「容器回収BOX」へ  
利用されるみなさま一人ひとりのご協力をお願いいたします。島根大学生協

#### 紙コップ自販機でのデポジット

屋外に設置してある紙コップ用の自動販売機（自販機）を、デポジット式自販機に切り替えていき、紙コップのリサイクルをすすめている。自販機の飲料代は、あらかじめ 10 円高く設定されており、飲み終わった後の紙コップを自販機横に設置してある回収機に投入することで、10 円が返却されるシステムとなっている。

平成 17 年度の回収率は 98% で、紙コップの回収に高い効果をあげている。



### 新入生向けリユース市

卒業生に対して、ポスターやホームページでリユース市の開催を周知させ、学生実行委員が中心となって卒業生に連絡を取り、卒業に伴って不要となった冷蔵庫、洗濯機、テレビ、電子レンジなどの家電製品や机、棚、ハンガー掛けなどの家具類等、様々な生活用品を集めている。

集めた中古品については、新入生向けのリユース市において無料で提供（抽選）しており、平成17年度には210点（150名の応募）の生活用品がリユースの対象となっている。



### 市のごみ分別区分に基づくごみ箱の設置

大学会館入口と島大生協ショップ入口に設置してあるごみ箱を、島根大学が所在する松江市指定の家庭ごみ分別区分に準じて「もえるゴミ」「もえないゴミ」「プラスチック」「ペットボトル」「ビン」「カン」に変更するとともに、学生にごみ分別の徹底を啓発した。

これにより、ごみ分別に対する学生の意識は、全体的に向上したものと考えている。



### その他の取組

島大生協では、その他にも空き缶やペットボトルを投入することで生協売店での割引チケットがもらえる回収マシンの設置や、弁当容器に加えてレジ袋専用の回収ボックスの設置、図書館で不要となった蔵書約7,000冊を1冊100円で提供する図書館蔵書リユース市（大学主催に協力）を開催するなど、リユース、リサイクルを主体とした3Rに関する様々な取組を行っている。



図書館蔵書リユース市の様子

### 3 . 市町村の取組事例

取組事業	廃食用油の BDF 化事業	取組の主体	市町村
対象廃棄物	一般廃棄物（廃食用油）	取組の目的	リサイクル
お問い合わせ先	島根県簸川郡斐川町農林振興課ひまわり・生産振興係 TEL：0853-73-9220 / FAX：0853-73-9229		

#### 【取組の概要】

一般家庭や事業所から排出される廃食用油を回収してバイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、町の公用車や農業用機械等の燃料として利用している。

#### 【取組内容】

##### 廃食用油 BDF 化事業の概要

斐川町では、平成 17 年 3 月に「斐川町バイオマス活用計画」を策定し、循環型社会の実現と環境保全型農業を目指して、町内のバイオマスの利活用の方向を定めている。

その計画のなかの短期プロジェクトのひとつとして位置づけられているのが、廃食用油の BDF 化事業であり、廃食用油の BDF 化については、住民へのアンケート調査で、93%が基本的に協力するという回答が得られたことが、事業実施のきっかけとなっている。

廃食用油の BDF 化事業は平成 18 年度から行っており、精製装置は斐川町役場の敷地内に設置している。管理は町が行い、精製装置の運転は NPO 法人が行っている。現在、週に 2 回程度精製装置を運転し、できた BDF は公用バス等の燃料として利用している。

##### 廃食用油の回収について

家庭・事業所から排出される廃食用油を対象  
使用済み天ぷら油のかすなどを取り除き、食用  
容器・ペットボトル等により持ち出す（容器は  
再利用を原則とする）。

回収場所（回収ボックス）

- ・公民館（町内 7 カ所）

第 2・第 4 土曜日と次の日曜日

- ・環境学習センター

毎日（休館日を除く）

- ・町役場

毎日（年末年始を除く）

事業所からの持込は町役場のボックスのみ

回収：NPO 斐川環境 AMY ネット 21 に委託



BDF で走るバス



廃食用油回収ボックス

## BDF 事業の目的

ごみの減量化及び資源リサイクルの促進

- ・ 家庭や事業所ごみの減量化
- ・ 廃食用油のリサイクルによるバイオマス資源の有効利用
- ・ 天ぷらの匂いで走る、目に見えるリサイクルの実践と普及啓発

水質汚濁の防止

- ・ 宍道湖（閉鎖性水域）や河川の水質汚濁防止

石油資源の使用削減

- ・ 軽油代替燃料として限りある石油資源の使用抑制

地球温暖化の防止

- ・ 二酸化炭素（温室効果ガス）が増えない
- ・ 排気ガス中の黒煙が少ない
- ・ 酸性雨の原因となる硫黄酸化物が少ない



BDF 精製装置



廃食用油と BDF

## 軽油と BDF (D-OIL 基準値) との比較

### 【性 状】

項 目	軽 油	BDF (D-OIL 基準値)
密度(15 ) g/cm <sup>3</sup>	0.8	0.86 ~ 0.89
動粘度(30 ) mm <sup>2</sup> /s	> 2.5	3.5 ~ 5.0 <sup>10</sup>
水分 ppm	95	500
引火点	> 50	> 100
流動点	< 7.5	< -10.0 <sup>20</sup>
目詰まり点	< -5	< -5 <sup>20</sup>
残留炭素分 %	< 0.1	< 0.05
硫黄分 ppm	< 500	< 100
炭分 %	-	< 0.01
セタン価	> 45	> 50
メタノール	-	< 0.3

### 【排気ガス】

項 目	軽 油	BDF (D-OIL 基準値)
黒煙濃度 %	18	6
CO <sub>2</sub> (炭酸ガス) %	3.6	3.2
SO <sub>x</sub> (硫黄酸化物) ppm	22	< 0.2
NO <sub>x</sub> (窒素酸化物) ppm	135	125

取組事業	農業集落排水汚泥の有効利用	取組の主体	市町村
対象廃棄物	一般廃棄物	取組の目的	リデュース リサイクル
お問い合わせ先	島根県八束郡東出雲町上下水道課 TEL : 0852-55-5679 / FAX : 0855-55-5497		

### 【取組の概要】

農業集落排水処理施設から排出される余剰汚泥を、杉チップを利用した処理装置により分解処理している。また、使用済み杉チップを肥料に加工して地元の農地に還元し、できた農作物を地域で販売するなど地産地消への取組を行っている。

### 【取組内容】

#### 汚泥処理装置導入の経緯

東出雲町の農業集落排水事業には3つの処理区があるが、このうち今宮春日地区は、供用開始から5年後の平成10年度には接続率が90%を超え、処理工程で発生する余剰汚泥の量は約400m<sup>3</sup>/年となった。

一方で、余剰汚泥受入先との協定では、平成17年度から汚泥の受入は行わない計画であったことや、汚泥の引き取り価格が上昇したことなどにより、今後の汚泥の処理方法について検討する必要性に迫られた。

そこで、他事例視察や情報収集、処分費の比較検討等を行った結果、全国でも先進的な取組となる、汚泥の分解処理事業に取り組むことが最も効果的と判断し、事業着手に至っている。

#### 今宮春日浄化センターの概要

供用開始時期：平成6年4月  
 計画人口：980人(245戸)  
 処理方式：回分式活性汚泥法  
 日計画汚水量：264 m<sup>3</sup>/日  
 汚泥発生量：約400 m<sup>3</sup>/年



今宮春日浄化センター

#### 汚泥処理装置の概要

汚泥処理装置は、今宮春日浄化センターの敷地内に併設されている。浄化センターで発生した余剰汚泥は、脱水後、県内の間伐材を利用した杉チップの入った発酵分解槽に誘導し、杉チップ内の空隙に付着した汚泥中のバクテリアによってガスと水に分解される。

杉チップは半年に1回の頻度で取替が必要であり、年間10 m<sup>3</sup>の使用済み杉チップ(発酵分解残渣)が発生するものの、使用済み杉チップは肥料としての効果が高いことが明らかとなっている。



汚泥処理装置



使用する杉チップ



発酵分解残渣

## 使用済み杉チップの肥料化

東出雲町では、島根大学での試験結果を受けて、使用済みチップを原料とした肥料の研究開発をスタートし、平成16年6月に「菌体肥料による循環型農業の確立を目指す研究会」を発足させた。

同研究会では、一般公募により名称を『畑の宝石（おすぎとチップ）』として肥料登録を行い、平成16年度から平成17年度にかけてキャベツへの生産実証試験を行った。実証試験では、目標に対して良好な結果が得られたことから、今後は農家に対して個人モニターを募集して肥料を配布し、肥料効果の確認を行う計画としている。

また、実証試験で得られた知見のもと、肥料に関する施用計画書を取りまとめ、適切な施用・高品質な野菜の生産・収量増加に活用できるパンフレットを作成し、住民に配布している。

### 菌体肥料による循環型農業の 確立を目指す研究会

#### 目的

今宮春日地区農業集落排水施設から排出される使用済み杉チップを使用し、揖屋干拓地で生産される作物の実証栽培、調査研究を行うこと。

#### 目標

生産野菜の指標硝酸濃度を 3,000 ppm 以下  
生産野菜のビタミン C の濃度を  
生で 50 mg/100 g 以上

#### 組織

会長：島根大学生物資源科学部助教授  
副会長：島根県主任農業改良普及員  
アドバイザー：島根県農林水産部生産振興課主幹  
委員：揖屋干拓営農者(4名)  
東出雲町消費者問題研究会(1名)  
JAくにびき(2名)  
協力会社：株式会社ミシマ  
事務局：東出雲町上下水道課・農政課



施肥



育成状況



収穫

## 循環型農業の確立

「畑の宝石」を使って生産した作物としては、キャベツのほか、トマトなどもあり、町内のショッピングセンターの地産地消コーナーで東出雲町産の地場野菜として販売されている。

東出雲町では、地域で排出された汚泥を肥料として農地還元し、そこでとれた作物を地域で消費する循環型農業の確立を目指し、さらなる取組を現在も進めている。



## 4 . 島根県の取組事例

取組事業	しまねマイバッグキャンペーン	取組の主体	島根県
対象廃棄物	-	取組の目的	リデュース
お問い合わせ先	島根県環境生活部廃棄物対策課 TEL : 0852-22-6302 / FAX : 0852-22-6738		

### 【取組の概要】

島根県では、県内の一般廃棄物の排出量が増加していることを鑑み、県民にごみ発生抑制に向けた行動を行っていただくことを目的に、レジ袋を対象としたごみ減量の取組「しまねマイバッグキャンペーン」を実施している。

### 【取組内容】

#### キャンペーン実施の背景

島根県では、年々人口が減っているなかで、県内の一般廃棄物の再生利用量は増加しているものの、排出量も同様に増加していることから、発生抑制への取組が必要となっている。

そこで、県民に対してごみ発生抑制に向けた取組を行っていただくことを目的に、レジ袋減量のための「しまねマイバッグキャンペーン」を実施し、県民の意識改革に努めている。

#### キャンペーンの概要

「しまねマイバッグキャンペーン」は、島根県、島根ふれあい環境財団 21 を主体として、「しまねエコショップ」において行っている。

キャンペーン参加店舗では、マイバッグを持参してレジ袋を断った場合、ポイントカード(全参加店舗共通)にスタンプ1個が押印される。ポイントが全て貯まった(7ポイント)カードは、必要事項を記入して参加店舗に設置されている応募箱に入れ、当選すれば景品がもらえるシステムを構築している。

キャンペーンの周知に関しては、新聞や県広報を活用するほか、キャンペーン参加店舗での来店者への直接呼び掛けや、市町村、関係団体に対してPRの要請を行っている。



マイバッグキャンペーンのポスター



掲示板のポスター

## マイバッグキャンペーンの実績

平成 17 年度のキャンペーンでは、2 ヶ月間のキャンペーン期間中に約 130 万枚のレジ袋を削減することに成功した。また、平成 18 年度は 6 月と 10 月の 2 回に分けてキャンペーンを実施する計画としており、第 1 回目のキャンペーンでは、約 46 万枚のレジ袋の削減に貢献している。

また、第 2 回目のキャンペーンでは、参加店舗数を 240 店舗に増やして実施し、レジ袋の更なる削減を目指している。

### 平成 17 年度の実績

参加店舗：235 店舗  
実施期間：平成 17 年 10 月 1 日～  
平成 17 年 11 月 30 日  
応募総数：185,371 枚  
削減量：レジ袋...1,297,597 枚  
原油...23,746 リットル  
ごみ量...12.9 t

### 平成 18 年度（第 1 回目）の実績

参加店舗：235 店舗  
実施期間：平成 18 年 6 月 1 日～  
平成 18 年 6 月 30 日  
応募総数：65,572 枚  
削減量：レジ袋...459,004 枚  
原油...8,400 リットル  
ごみ量...4.6 t

原油：レジ袋 1 枚につき原油 18.3ml として換算  
ごみ：レジ袋 1 枚が 9.9 g として換算

## キャンペーン中の直接呼び掛けの様子



# 参 考 資 料

1 . 用語解説.....	1
2 . 一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等の推計方法.....	5
3 . 関係部局連絡先.....	8
4 . リサイクル施設等整備状況（平成17年度末現在）.....	9
5 . 容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の 分別収集状況（市町村等別）（平成17年度末現在）.....	10

用語解説

行	用語及び解説
あ 行	<p><u>ISO14001</u></p> <p>国際標準化機構（ISO）が定めた国際規格。 環境管理・監査に関する規格の総称である ISO14000 シリーズうちのひとつで、製品そのものの規格ではなく、業務のプロセスに関する規格。 ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメント、用語と定義の規格に大別され、このうち、環境マネジメントシステムに関する規格が ISO14001 であり、生産、流通、廃棄などの一連の事業活動における環境保全対策を体系的に 計画立案し、 実行し、 チェックし、さらに、 改良していくシステムとして平成 8 年 9 月に制定され、企業はもとより自治体での認証取得も活発になっている。</p> <p><u>RDF</u></p> <p>「Refuse Derived Fuel」の略で、ごみ固形燃料と訳すことが多い。 市町村が収集する可燃ごみ（生ごみ、紙ごみ、廃プラスチック等）を破碎、選別、固形化し、利用しやすい性状の固形燃料にしたもので、島根県内では、雲南市・飯南町事務組合（旧大東町、旧加茂町、旧木次町、旧三刀屋町地域）において実施されている。</p>
か 行	<p><u>拡大生産者責任（EPR）</u></p> <p>生産者が、自ら生産・精製した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方である。具体的には、製品の設計を工夫する、製品の材質又は成分の表示を行う、一定の製品について、それが廃棄等された後、生産者が引取やりサイクルを実施する等である。 循環型社会形成推進基本法において、事業者の責務（第 11 条）という形で規定されているが、法的拘束力のある義務としては確立されていない。しかし、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」や「特定家庭用機器再商品化法」等の制定により、一部の廃棄物については、製造者等に拡大生産者責任の原則に基づく法律上の義務が課せられている。</p> <p><u>環境会計</u></p> <p>企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組みのことをいう。</p> <p><u>グリーンコンシューマー</u></p> <p>自然環境保全意識の高い消費者全般のことを意味する。特に、グリーン調達に積極的に取り組んでいる消費者はこれにあたる。</p> <p><u>グリーン調達</u></p> <p>容器・包装や部品、原材料などの資材分野で、環境配慮型資材等を選択し、調達すること。</p>

行	用語及び解説
か行	<p><u>ごみ</u>  廃棄物処理法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に定義している。  廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物となり、一般廃棄物から生活排水（し尿、生活雑排水）を除いたものが、ごみとして位置付けられる。</p> <p><u>コンポスト（＝堆肥）</u>  生ごみや家畜ふん尿あるいは汚泥などの有機物を、微生物により分解（発酵）し、腐熟させたものをいう。出来た堆肥は、畑等で有効利用される。  また、一般家庭や事業所等で利用できる小型の生ごみ処理機も流通しており、自治体によっては製品の購入時に補助金を交付している市町村もある。</p>
さ行	<p><u>集団回収</u>  自治会、PTA、子供会などが家庭から出る古新聞、空き缶、びんなどの資源物を自主的に回収し、資源化（資源回収業者への引渡し）することを意味する。  また、自治体によっては、集団回収の促進のため、回収量等に応じて助成金を交付している市町村もある。</p> <p><u>スリーアール（3R）</u>  リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。</p> <p><u>ゼロエミッション</u>  ある産業に製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。</p>
た行	<p><u>ダイオキシン類</u>  ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼など。プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。</p> <p><u>堆肥（＝コンポスト）</u>  「コンポスト」を参照。</p> <p><u>デポジット</u>  一定の金額を預かり金（デポジット）として商品の販売価格に上乗せし、商品（容器）を返却する際に預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと。  現在、デポジット制度として普及しているものは、ビールびんや酒ビン（一升瓶）などのガラス容器がある。</p> <p><u>電子会議室</u>  パソコン等のオンラインシステムを利用し、行われる会議を意味する。  会議室等で行われる通常の会議に比べて、書類の印刷が不要、会議場所への集合が不要、時間的制限が緩和される等の利点があり、廃棄物の発生抑制や温暖化対策に貢献できる。</p>
な行	-

行	用語及び解説
は 行	<p><u>バイオマス</u></p> <p>生物体をエネルギー源や工業用原料として使用する際に、その生物体全体を資源としてみる考え方で、一般的には、太陽エネルギーが植物の光合成によって体内に固定、蓄積されたもの（生物の体やふん尿など）を意味する。</p> <p>バイオマスには、炭素や水素が含まれるため、燃やせばエネルギー源となり、木炭や薪（まき）などはこのバイオマスの一種と考えられる。また、おがくずなどの廃棄物をペレット燃料化するものや、ふん尿などを発酵させてメタンガスを取り出すものなどがあり、代替エネルギーとして注目を浴びている。</p> <p><u>排出者処理責任</u></p> <p>廃棄物等を排出した者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うという考え方であり、拡大生産者責任（EPR）の原則とともに、循環型社会構築の基本原則である。</p> <p><u>P F I (Private Finance Initiative)</u></p> <p>民間資金等活用事業。公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本整備を図る事業手法。平成 11 年 9 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI 法) が施行され、12 年 3 月に PFI の理念や留意事項を示した基本方針、13 年 1 月には事業実施に関するガイドラインが公表された。</p> <p><u>P C B</u></p> <p>「ポリ塩化ビフェニル」を参照。</p> <p><u>B D F</u></p> <p>バイオ・ディーゼル・フューエルの略。</p> <p>植物性油または動物性油から作られる燃料で、ディーゼルエンジンに使用することができる。</p> <p><u>肥料取締法</u></p> <p>昭和 25 年に公布された法律である。</p> <p>本法は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与することを目的としている。</p> <p><u>法定外目的税</u></p> <p>法で定められていない税を地方自治体が独自に設定し課税するもので、用途が特定の目的に限定されている。2000 年 4 月に施行された地方分権推進法において新設された。</p> <p><u>ポリ塩化ビフェニル</u></p> <p>PCB は昭和 4 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された物質である。</p> <p>PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 28 年までに処理を終えることとしている。</p>

行	用語及び解説
ま 行	<p><u>マニフェスト</u></p> <p>産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する場合、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。</p> <p>従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務づけられていたが、廃棄物処理法の一部改正に伴い、平成 10 年 12 月から全ての産業廃棄物に適用されることとなった。マニフェスト伝票には廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名などを記載し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の間で受け渡す。排出事業者は伝票を一定期間保管し、報告書を都道府県等に届け出ることとなっている。</p> <p><u>メーリングリスト</u></p> <p>グループ内の電子メールサービスのことを意味し、グループのメンバーがメールを出すと、グループ全員に配信される。</p>
や 行	-
ら 行	<p><u>リターナブル容器</u></p> <p>洗浄・消毒等を行った後に、再度、同じ用途で再利用される容器のこと。</p>
わ 行	-

一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等の推計方法

1. 概 要

一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量（以下「排出量等」という。）については、しまね循環型社会推進計画により、平成 17 年度に達成すべき数値目標が掲げられており、計画策定後から現在に至るまでの間における進捗状況を把握するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量等について、定量的な整理を行うこととした。

2. 定量化方法

(1) 一般廃棄物

一般廃棄物については、環境省が毎年度行う「一般廃棄物処理事業実態調査」を集計・整理することにより、進捗状況を把握するものとした。

なお、一般廃棄物処理事業実態調査における実績報告年度は、概ね 1 年程度遅れることから、最新の実績値は平成 16 年度とした。

(2) 産業廃棄物

産業廃棄物の排出量等について整理されている統計資料は、5 年に 1 度の頻度で調査が行われている「島根県産業廃棄物実態調査報告書」のみである。

このため、平成 11 年度及び平成 16 年度実績については、「島根県産業廃棄物実態調査報告書」によるものとしたが、その他の年度（平成 11 年度～平成 15 年度、平成 17 年度）については、他の既存資料を参考に試算を行うものとした。

試算方法の詳細については以降に示すとおりであるが、試算に際しては、進捗状況調査は毎年度行う必要があることを考慮し、試算結果の信頼性を確保したうえで可能な限り簡易的な方法で行うこととした。

なお、最新の実績値は、平成 17 年度とした。

【試算に用いた既存資料等】

- ・ 島根県産業廃棄物実態調査報告書（平成 11、16 年度実績）
- ・ 環境省公表値（平成 12 年度推計値）
- ・ 産業廃棄物処理計画書（平成 12 年度実績(平成 13 年度処理計画書を引用)）
- ・ 産業廃棄物処理計画実施状況報告書（平成 13～17 年度実績）
- ・ 最終処分実績（島根県資料：平成 12～17 年度、容量ベース）

排出量の試算

産業廃棄物の排出量（H12～H15、H17）については、以下の手順により試算を行うこととした。

**手順 1**：まず始めに、H12 実績値を試算する。

環境省が H11 実績値を基に業種別の活動量指標を用いて行った推計結果（公表データ）を採用する。

ただし、推計結果には、多量廃棄物事業者である三隅火力発電所における炉の補修による排出量の減少が加味されていないため、前年度との差分として約 30 千 t（H11 から H12 の減少分(実績)）を差し引くものとした。

$$\begin{aligned} & \cdot H12 = 1,621 \text{ 千 t (環境省公表値)} - 30 \text{ 千 t (推定三隅火電減少分)} \\ & \quad = \underline{1,591 \text{ 千 t}} \end{aligned}$$

**手順 2**：産業廃棄物多量排出事業者の実績値を整理する。

**手順 3**：多量排出事業者の実績値のうち、排出量の多い上位 60 業者（概ね業者数ベースで 2/3、排出量ベースで 95% (H12 実績)）を抽出し、H12 または H16 に対する増減率を算出する。

**手順 4**：手順 3 で求めた増減率を手順 1 で求めた H12 または H16 の排出量に乗じることにより、各年の排出量を試算する。

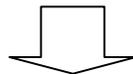
$$\begin{aligned} & \cdot H13 = 1,591 \text{ 千 t (H12)} \times 1.084 = \underline{1,725 \text{ 千 t}} \\ & \cdot H14 = 1,591 \text{ 千 t (H12)} \times 1.022 = \underline{1,626 \text{ 千 t}} \\ & \cdot H15 = 1,591 \text{ 千 t (H12)} \times 1.110 = \underline{1,766 \text{ 千 t}} \\ & \cdot H17 = 1,588 \text{ 千 t (H16)} \times 0.957 = \underline{1,520 \text{ 千 t}} \end{aligned}$$

表 上位 60 業者の実績及び推計結果

**実績値**

(千t)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
公表値(県)	1,622					1,588	
公表値(国)		1,621					
三隅火力増減分(対前年)		-30	30	-69	59		
H12採用値		1,591					



**推計値**

(千t)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
上位60業社の実績量(特管除く)		871.4	944.8	890.7	967.2	1,020.1	976.4
[H12またはH16に対する割合]		[100.0]	[108.4]	[102.2]	[111.0]	[100.0]	[95.7]
多量排出事業者数(特管除く)		91	90	83	94	97	90
推計値			1,725	1,626	1,766		1,520

### 再生利用量の試算

産業廃棄物の再生利用量（H12～H15、H17）については、以下の式に従い求めるものとし、具体的な手順及び考え方については、つぎのとおりとした。

< H12～H15 の試算に際して >

$$\text{再生利用量} = (\text{排出量} - \text{最終処分量}) \times 67.5\%$$

減量化量 + 再生利用量に対する H11 における再生利用量割合( 874 千 t / 1,295 千 t )

< H17 の試算に際して >

$$\text{再生利用量} = (\text{排出量} - \text{最終処分量}) \times 66.2\%$$

減量化量 + 再生利用量に対する H16 における再生利用量割合( 847 千 t / 1,280 千 t )

**手順 1** : 排出量から最終処分量を差し引くことにより、減量化量と再生利用量の合計を求める。

**手順 2** : 手順 1 で求めた減量化量と再生利用量の合計に、再生利用量割合として 67.5%（H12～H15 の試算に際して）または 66.2%（H17 の試算に際して）を乗じることにより、各年度の再生利用量を算出する。

再生利用量割合については、実際には、各年度により異なることが想定されるものの、これを把握することのできる既存資料が見当たらないことから、本調査では、マクロ的な整理に留めるものとした。

$$\cdot \text{H12} = (1,591 \text{ 千 t (排出量)} - 102 \text{ 千 t (最終処分量)}) \times 67.5\% = \underline{1,005 \text{ 千 t}}$$

$$\cdot \text{H13} = (1,725 \text{ 千 t (排出量)} - 167 \text{ 千 t (最終処分量)}) \times 67.5\% = \underline{1,052 \text{ 千 t}}$$

$$\cdot \text{H14} = (1,626 \text{ 千 t (排出量)} - 172 \text{ 千 t (最終処分量)}) \times 67.5\% = \underline{981 \text{ 千 t}}$$

$$\cdot \text{H15} = (1,766 \text{ 千 t (排出量)} - 276 \text{ 千 t (最終処分量)}) \times 67.5\% = \underline{1,006 \text{ 千 t}}$$

$$\cdot \text{H17} = (1,520 \text{ 千 t (排出量)} - 281 \text{ 千 t (最終処分量)}) \times 66.2\% = \underline{820 \text{ 千 t}}$$

### 最終処分量の試算

産業廃棄物の最終処分量（H12～H15、H17）については、島根県が整理を行っている容量ベースでの統計値を基に、以下の式に従い重量換算するものとした。

< H12～H15 の試算に際して >

$$\text{最終処分量 ( t )} = \text{最終処分量 ( m}^3 \text{ )} \times 0.805 \text{ t / m}^3$$

H11 実態調査結果より 0.805 t / m<sup>3</sup> ( 281 千 t / 349 千 m<sup>3</sup> )

< H17 の試算に際して >

$$\text{最終処分量 ( t )} = \text{最終処分量 ( m}^3 \text{ )} \times 1.000 \text{ t / m}^3$$

H16 実態調査結果より 1.000 t / m<sup>3</sup> ( 308 千 t / 308 千 m<sup>3</sup> )

関係部局連絡先

部局名		連絡・問合せ先
総務部	総務課	TEL : 0852-22-5017 / FAX : 0852-22-6168 E-Mail : soumu@pref.shimane.lg.jp
	税務課	TEL : 0852-22-5892 / FAX : 0852-22-6038 E-Mail : zeimu@pref.shimane.lg.jp
	管財課	TEL : 0852-22-5045 / FAX : 0852-22-6037 E-Mail : kanzai@pref.shimane.lg.jp
地域振興部	土地資源対策課	TEL : 0852-22-5899 / FAX : 0852-31-7479 E-Mail : tochishigen@pref.shimane.lg.jp
環境生活部	環境生活総務課	TEL : 0852-22-5103 / FAX : 0852-32-5918 E-Mail : kanso@pref.shimane.lg.jp
	環境政策課	TEL : 0852-22-6379 / FAX : 0852-25-3830 E-Mail : kankyo@pref.shimane.lg.jp
	廃棄物対策課	TEL : 0852-22-6302 / FAX : 0852-22-6738 E-Mail : haikibutu@pref.shimane.lg.jp
農林水産部	農林水産総務課	TEL : 0852-22-5119 / FAX : 0852-22-5967 E-Mail : nourin-somu@pref.shimane.lg.jp
	農畜産振興課	TEL : 0852-22-5137 / FAX : 0852-22-6043 E-Mail : nochikusan@pref.shimane.lg.jp
	農村整備課	TEL : 0852-22-6095 / FAX : 0852-31-6274 E-Mail : nouson@pref.shimane.lg.jp
	林業課	TEL : 0852-22-6749 / FAX : 0852-22-6167 E-Mail : ringyo@pref.shimane.lg.jp
	漁港漁場整備課	TEL : 0852-22-5592 / FAX : 0852-22-6048 E-Mail : gyoko-gyojo@pref.shimane.lg.jp
商工労働部	産業振興課	TEL : 0852-22-5294 / FAX : 0852-22-6080 E-Mail : sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp
	経営支援課	TEL : 0852-22-6204 / FAX : 0852-22-5781 E-Mail : keiei@pref.shimane.lg.jp
土木部	技術管理課	TEL : 0852-22-6014 / FAX : 0852-25-6329 E-Mail : gijyutsu@pref.shimane.lg.jp
	下水道推進課	TEL : 0852-22-5227 / FAX : 0852-22-6049 E-Mail : sewer@pref.shimane.lg.jp
出納局	会計課	TEL : 0852-22-5336 / FAX : 0852-22-5963 E-Mail : kaikei@pref.shimane.lg.jp
教育庁	高校教育課	TEL : 0852-22-6132 / FAX : 0852-22-5762 E-Mail : koukou@pref.shimane.lg.jp
	義務教育課	TEL : 0852-22-6607 / FAX : 0852-22-6026 E-Mail : gimu@pref.shimane.lg.jp
	生涯学習課	TEL : 0852-22-5427 / FAX : 0852-22-6218 E-Mail : syougaku@pref.shimane.lg.jp

## 参考資料 4

### リサイクル施設等整備状況（平成17年度末現在）

市町村・一部事務組合名	施設名称	竣工年度
松江市	エコステーション松江	H14
	西持田リサイクルプラザ	H10
	川向リサイクルプラザ	H14
出雲市	佐田クリーンセンター	H6
	出雲リサイクルセンター	H8
	平田不燃物処理センター	S63
	出雲クリーンセンター	H7
益田市	益田市リサイクルプラザ	H15
大田市	大田市不燃物処理場	S59
	大田市リサイクルセンター	H13
	温泉津一般廃棄物最終処分場	H5
	仁摩リサイクルセンター	H10
安来市	安来市高尾クリーンセンター	H5
	安来市広瀬一般廃棄物前処理施設	H3
	安来市伯太農産廃棄物処理施設	H3
浜田市	浜田市不燃ごみ処理場	H4
	三隅ごみ処理センター前処理施設	S59
江津市	江の川リサイクルセンター	H14
	島の星クリーンセンター	H7
東出雲町	東出雲町姫津クリーンセンター	H10
奥出雲町	仁多クリーンセンター	H11
斐川町	斐川クリーンステーション	H8
海士町	海士町リサイクルセンター	H11
隠岐の島町	島後リサイクルセンター	H13
雲南市・飯南町事務組合	いいしクリーンセンター	H15
	リサイクルプラザ	H16
邑智郡総合事務組合	笹畑クリーンセンターリサイクルプラザ	H11
鹿足郡不燃物処理組合	鹿足郡不燃物処理組合リサイクルプラザ	H16

廃止・休止の施設を除く。

## 参考資料 5

容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の分別収集状況（市町村等別）  
（平成17年度末現在）

市町村・ 一部事務組合名	分別基準適合物 <sup>1</sup>							法第2条第6項指定物 <sup>2</sup>				品目数 合計
	ガラス			その他 紙	パット ボトル	その他プラ		スチール製	アルミ製	段ボール	紙パック	
	無色	茶色	その他			その他 プラ	白色 トレイ					
松江市												10
浜田市												9
出雲市												7
益田市												9
大田市												9
安来市												10
江津市												9
東出雲町												10
奥出雲町												4
斐川町												2
津和野町												7
吉賀町												7
海士町												6
西ノ島町												6
知夫村												6
隠岐の島町												7
雲南市・飯南町事務組合												
雲南市												5
飯南町												7
邑智郡総合事務組合												
川本町												9
美郷町												9
邑南町												9
市町村数合計	19	19	19	2	16	12	1	21	21	14	13	157

1. 分別基準適合物：市町村等が分別収集を行ったのち、法律で定められる基準に適合するよう、選別・圧縮梱包等の中間処理を行ったもの。

2. 法第2条第6項指定物：有償または無償で譲渡できることが明らかであるため、再商品化の必要がないもの。